

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
検証結果取りまとめ

令和3年2月5日

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

－ 目 次 －

はじめに

1	厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会における検証事項	1
2	検証結果取りまとめ	1
(1)	ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証	1
(2)	次年度のEBPMの実践に向けた検証	3
ア	事業のスクリーニング基準に係る検証	3
イ	予算過程での反映方法に係る検証	5
ウ	事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証	6
エ	その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証	7

参考資料

参考1	厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会開催要綱	9
参考2	検証会の開催状況等	11
参考3	第1回厚生労働省のEBPM推進の推進に係る有識者検証会資料	12
参考4	第2回厚生労働省のEBPM推進の推進に係る有識者検証会資料	41
参考5	第3回厚生労働省のEBPM推進の推進に係る有識者検証会資料	64

はじめに

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）（以下「工程表」という。）に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたみずほ情報総研株式会社の参集により開催されたものであり、令和 2 年 9 月 4 日から令和 3 年 2 月 5 日まで計 3 回にわたり、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組の課題について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を当検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後の E B P M の推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革推進本部事務局が主催する各種 E B P M 会議等においても、E B P M の推進について議論が行われており、今後、E B P M の取組方針（以下「行革方針」という。）が取りまとめられるため、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組を検討するに当たっては、行革方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

1 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会における検証事項

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会（以下「検証会」という。）では、以下の点を検証事項として検証を行った。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

厚生労働省の令和2年度EBPMの実践事業に対し、ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の検証を行った。

(2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

ア 事業のスクリーニング基準に係る検証

令和2年度EBPMの実践事業を選定する（除外する）基準の検証を行った。また、同実践事業の中から、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業を選定する基準についても検証を行った。

イ 予算過程での反映方法に係る検証

EBPMがより浸透・定着するために必要な予算過程での反映方法（評価方法や活用方策など）について検証を行った。

ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

EBPMの実践事業実施後の効果検証方法等（行政事業レビュー公開プロセスでの活用など）について検証を行った。

エ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

その他省内のEBPMの浸透・定着を図るために必要な全体スキームについて検証を行った。

2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、後述の2(2)アに記載の選定基準に沿って、令和2年度EBPMの実践事業を選定し、選定された全ての実践事業に対して、以下の観点に基づく点検を行った。点検項目は、必ず修正が必要な必須項目と、修正が望ましい推奨項目の2種類を設定し、ここでは必須項目を点検対象として、必須項目の内容が修正されることを到達基準として行った。

次に、上記実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、ロジックモデルとして模範的な記載であることを到達基準とした点検・助言等を行った。なお、点検項目は上述の項目と同じであるが、必須項目のみならず推奨項目も含めた全ての項目を修正対象とした。また、効果検証方法に係る項目のフィードバックについては、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を併せて提示した。

ロジックモデル点検の観点	
1. ロジック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観点 1a: ロジックモデルの各要素項目が適切に記されているか ・ 観点 1b: 要素項目間の流れに論理的整合性があるか
2. エビデンス、効果検証方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観点 2a: 「施策の必要性」と「施策の妥当性」を示す証左としてエビデンスが適切に用いられているか。また、アウトプットやアウトカムにおいて、定量的な指標の設定が適切にできているか。 ・ 観点 2b: 効果検証方法が適切に設定されているか。エビデンス創出に向けた事前設計(リサーチデザイン)が適切か

② 検証結果

令和2年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、おおむね妥当である。また、令和2年度EBPMの実践事業では、令和4年度の効果検証に向けて事業の実施前にリサーチデザインを施す取組を行っている。こうした取組はEBPM浸透に向けて理想的な方法であり、厚生労働省における恒常的な取組となることを目指して実施すべきである。ただし、以下の点については検討が必要である。

(i) ロジックモデルの点検・助言の検証

- ・ 令和2年度EBPMの実践事業におけるロジックモデルの点検では、対象事業に対し全て同一の点検項目・同一の点検基準で判定している。しかし、分野によっては様々な視点で判断することが望ましい場合もあるので、今後は分野の事情等も踏まえた点検項目の在り方も検討することが望まれる。
- ・ 令和2年度EBPMの実践事業におけるロジックモデルの助言では、ほぼ全ての事業で「エビデンスは一定程度の水準に達していた」とコメントしている。しかし、エビデンスには様々な定義があることから、そのエビデンスがどの程度のレベルのエビデンスなのかを明記しないと、頑健なエビデンスが揃っているかのようにミスリードしてしまう場合もあるので、ロジックモデルの点検においては、エビデンスの定義を明確にした上で点検結果を記載することが望まれる。なお、現在政府は広義のエビデンス(因果関係のみならず、「正しい課題設定や目標から遡った政策手段の洗い出し等を前提として、政策課題の現状把握のための情報を含むもの」)を基にEBPMを推進している。こうした政府方針に則る方針に異論はないものの、あまりに過度に広義のエビデンスを用いることは避けることが望まれる。

- ・ 令和2年度EBPMの実践事業で提出されたロジックモデルの中には、抽象的な記載に止まり政策目標が不明確な事業も存在した。この要因の1つに、ロジックモデル作成時点ではアウトカムの内容がまだ検討中であったことが挙げられる。EBPMの実践においては、政策効果を把握することが望ましいので、予算過程とEBPMの一体的取組として行うロジックモデル作成時点（予算編成過程で検討中）を踏まえるとやむを得ない面もあるものの、今後のロジックモデルの作成に当たっては、可能な範囲で、政策立案時点で政策目標やアウトカムを設定することが望まれる。

(ii) 効果検証方法等の検証

- ・ 効果検証の実施のためには、既存の公的統計の活用や関連自治体等との連携も重要である。このため、EBPMの実践に当たっては、所管している部門と連携を取りながら情報共有に努めることが望まれる。

(2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

ア 事業のスクリーニング基準に係る検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、令和2年度EBPMの実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、さらに、重点フォローアップ事業の中から効果検証対象事業を選定した。

EBPMの実践事業、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準等は以下に示すとおりである。

【EBPMの実践事業の選定基準】

	事業	概要
1	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
2	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
3	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業

※ただし、新型コロナウイルス感染症関連事業は原則対象外とした。また、特殊事情によりEBPMの実践が困難な場合には、個別協議の上判断とした。

なお、上記選定基準に該当する事業であっても、以下の除外基準に該当する事業は、EBPMに馴染まないと考えられるため、ロジックモデルの作成・提出は不要とした。

【除外基準】

	概要
i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手段を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)

【重点フォローアップ事業の選定基準】

	概要
1	10億円以上の新規事業(行革事務局の基準に該当)
2	制度改正が実施又は予定されている事業
3	効果検証の実現可能性が高い事業

【効果検証対象事業の選定基準】

	概要
1	データの活用可能性 ✓ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か ✓ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか
2	事業の展開可能性 ✓ 効果検証で得た分析結果が事業の改善改良に寄与するか ✓ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか
3	担当部局のヒアリング結果 ✓ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか
4	検証会での意見を踏まえた新たな観点 ✓ 会計的観点(今後の業務負担の観点(会計課意見)) ✓ 事業領域バランス ✓ EBPMの模範事例に繋がる可能性

② 検証結果

令和2年度EBPMの実践事業では、令和3年度概算要求事業のうち、要求額が1億円以上の新規事業、全てのモデル事業及び大幅見直し事業をスクリーニング基準とし、さらに一部除外基準を設定したことについては、EBPMとして馴染むという観点から、妥当である。ただし、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定については検討が必要である。

- 重点フォローアップ事業の選定に際し、令和2年度EBPMの実践事業では10億円以上の新規事業や効果検証の実現可能性が高い事業などを選定基準とした。しかし、EBPMの実践に当たっては、政策評価を踏まえたPDCAサイクルを回して行くことが重要である。このため、複数年にわたり事業が継続して実施されるなど、「政策評価によって事業の改善につながるか」といった観点についても検討する必要がある。また、政策分野に偏りが生じないよう幅広い分野から選定するこ

とについても検討する必要がある。

- また、効果検証対象事業の選定に当たり、データの活用可能性や事業の展開可能性などを基準としている。しかし、あくまでこの基準は、因果推論を政策立案に導入することを目的とした際の基準である。厚生労働省におけるEBPM浸透の目的・戦略によっては、例えば、会計的観点や社会的関心などを重視した選定基準も考慮することが望まれる。

イ 予算過程での反映方法に係る検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、工程表等を踏まえ、EBPMの一層の推進を図るため、予算過程とEBPMの一体的取組として、省内の予算検討・要求過程においてロジックモデルの作成・活用などを積極的に行うとともに、作成したロジックモデルは財務省主計局への説明にも積極的に活用した。主な取組過程は以下のとおりである。

令和3年度予算過程におけるロジックモデルの活用	
・ 4月以降	各局事業・予算要求内容検討(ロジックモデルの作成)
・ 7月中旬	各局のロジックモデルをEBPM推進事務局で確認し、修正案を提示し調整(40事業)
・ 8月上旬	会計課長説明においてロジックモデルを活用(31事業)
・ 9月末	財務省主計局説明においてロジックモデルを活用(18事業)
・ 12月末	予算額の正式決定(ロジックモデルに修正があれば反映)

このような予算過程とEBPMの一体的取組を行った結果、以下のような課題が散見された。

- ✓ 予算過程におけるロジックモデルの活用については、具体的な活用方法及び評価基準の明確化が必要である。
- ✓ 新規予算要求事業へのロジックモデルの活用については、アクティビティの洗い出しや、ロジックの確認、リサーチデザイン的设计に一定の効果がある一方で、予算要求時点では、アウトカム指標の設定までは困難なケースがある。

② 検証結果

- 令和3年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、EBPMの更なる推進の観点から、おおむね妥当である。ただし、ロジックモデルは作成のみならずその活用が課題である。予算過程において政策部局がどのように活用するか、また、政策立案過程においてロジックモデルをいかに自主的に活用していくかという点について、行革方針も踏まえ、厚生労働省としてもロジックモデルの活用方法を検討することが望まれる。例えば、今年度ロジックモデル

を作成した事業の中で、予算要求時にロジックモデルを活用した好事例を取り上げ横展開することなどが考えられる。

ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

① 厚生労働省の取組

厚生労働省では、前述の2(2)アに記載の選定基準に沿って、令和2年度EBPMの実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、当該事業の効果検証方法について、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を事業担当課室長へ対面で提示した。

また、令和元年度EBPMの実践事業の中から2事業を選定し、効果検証を行った。主な取組過程は以下のとおりである。

令和2年度の効果検証の取組
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度EBPMの実践事業の中から重点フォローアップ事業(12事業)を選定し、令和4年度に向けて効果検証手法等を提示 重点フォローアップ事業の中から、効果検証方法の精度向上を図るため、効果検証対象事業(2事業)を選定(令和4年度に効果検証を実施) 令和元年度EBPMの実践事業について効果検証を実施(2事業) 効果検証方法等に係る相談支援(よろず相談所)の実施

なお、令和2年度EBPMの実践事業は、事業実施が令和3年度となることから、効果検証は令和4年度に実施することとなる。令和4年度に実施する効果検証の取組(予定)は以下のとおりである。

令和4年度の効果検証の取組予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度EBPMの実践事業について事業効果の検証(自己点検) 重点フォローアップ事業については、上記に加え、事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開 令和2年度の効果検証対象事業については、令和4年度の行政事業レビュー「公開プロセス」の対象事業の候補として会計課に提示(最終的に行政事業レビュー外部有識者会合で、公開プロセス対象事業を決定) 効果検証結果を踏まえた事業の改善

② 検証結果

事後の効果検証スキーム等については、EBPM浸透に向けて理想的な方法であることから、おおむね妥当である。ただし、効果検証の実施に当たっては、必要なデータの取得と人的・予算的リソースの確保について検討する必要がある。

その際、人的・予算的リソースの確保については、厚生労働省の政策部局が多忙

である状況に鑑みると厚生労働省内のリソースだけで実施することには限界があることから、持続可能な分析体制の構築のためには、人的資源、予算的配分を工夫することや、外部の有識者や専門家を活用することなどで効果検証スキームを検討することが望まれる。

また、必要なデータの取得について、当該データが取得できない場合は、関係者の知見も活用して問題の解決を図るため、その理由も含めて明らかにすることが重要である。

エ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

- 令和2年度EBPMの実践における全体スキームについては、予算過程と連携し、事業の実施前にリサーチデザインを施す取組などが組み込まれていることから、おおむね妥当である。ただし、EBPMについて、政策を議論する中で、ほとんど紹介されていない現状に鑑み、証拠に基づいて政策立案を実施していることを理解してもらうため、政策部局の審議会等でEBPMの実践事業であることをアナウンスすることについて検討する必要がある。

参 考 资 料

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

1 目的

みずほ情報総研株式会社では、厚生労働省から委託を受け、令和2年度にE B P M推進に係る調査研究事業を実施している。

本事業の一環として、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年10月8日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として、外部有識者による検証会を開催する。

2 検証事項

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証

- ① 事業のスクリーニング基準に係る検証
- ② 予算過程での反映方法に係る検証
- ③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証
- ④ その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

(1) 検証会は、みずほ情報総研株式会社が別紙の構成員の参集を求めて開催する。

(2) 検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。

(3) 検証会は、座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

(4) 座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(5) 検証会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(6) 検証会の庶務は、みずほ情報総研株式会社において行う。

(7) 前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略)

駒村 康平 慶應義塾大学 経済学部 教授
田中 隆一 東京大学社会科学研究所 教授
野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授
森川 想 東京大学 大学院工学系研究科 講師

検証会の開催状況等

◆開催状況

- 第1回：令和2年9月14日（月）14:00～16:00 WEB 会議形式
第2回：令和2年12月4日（金）14:00～16:00 WEB 会議形式
第3回：令和3年2月5日（金）14:00～16:00 WEB 会議形式

◆オブザーバー

厚生労働省

- 政策立案総括審議官 村山 誠
参事官（政策立案・評価担当参事官室長） 生田 直樹
政策立案・評価推進官 飯島 俊哉
政策立案・評価担当参事官室室長補佐 田野 淳子
政策企画官（統計・情報政策、政策評価担当政策統括官付） 戸田 淳仁
政策立案・評価担当参事官室統計利活用専門官 岸 泰弘

◆事務局

みずほ情報総研株式会社

- 社会政策コンサルティング部 雇用政策チーム
次長 高橋 智之
雇用政策第1課長 田中 文隆
チーフコンサルタント 森安 亮介
コンサルタント 利川 隆誠

◆検証会資料及び議事概要等【厚生労働省ホームページ（URL）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/toukei-data_madoguchi.html

◆厚生労働統計等の所在情報【厚生労働省ホームページ（URL）】

(1) 厚生労働統計一覧；<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/>

○厚生労働統計調査・業務統計等体系図（分野別・対象別一覧表）

http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/bunya_taisyoubetu.html

(2) 統計等データの所在情報一覧；<https://www.mhlw.go.jp/content/000604857.xls>

令和 2 年度厚生労働省委託
「EBPM 推進に係る調査研究等一式」事業
第 1 回 厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会
議事次第

日 時 令和 2 年 9 月 14 日 (月) 14:00 ~ 16:00

場 所 (WEB 会議形式にて開催)

- 議 事
- 1 開会
 - ・はじめに
 - ・厚生労働省ごあいさつ
 - ・委員紹介
 - ・座長等の選定
 - 2 厚生労働省における E B P M の取組状況
 - 3 ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の実施状況
 - 4 重点フォローアップ事業の選定基準及び対象事業の検証
 - 5 効果検証対象事業の選定基準及び効果検証方法
 - 6 E B P M の取組に関する全体スキーム
 - 7 その他

配布資料

- 資料 1 厚生労働省における E B P M の取組状況について
資料 2 ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の実施状況について
資料 3 重点フォローアップ事業の選定基準及び対象事業について
資料 4 効果検証対象事業の選定基準及び効果検証方法について

- 参考資料
- 参考 1 厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会開催要綱
参考 2 ロジックモデル点検結果コメントシート

厚生労働省におけるEBPMの取組状況について

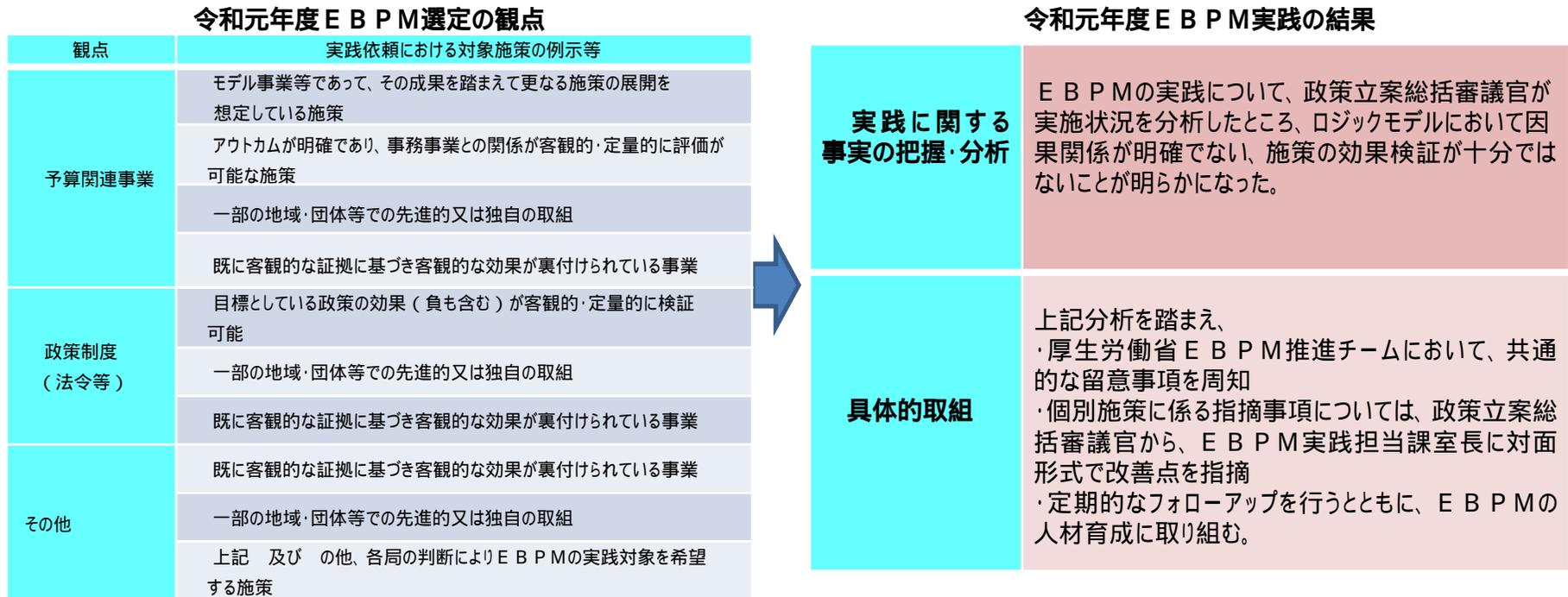
厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
(令和2年9月14日)

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

厚生労働省における令和元年度EBPM推進の取組

1 EBPMの実践

- 令和元年度におけるEBPMの取組について(令和元年6月内閣官房行政改革推進本部事務局)等を踏まえ、令和元年6月に、各局においてEBPMの意義や効用を浸透・定着させる目的で、以下の観点から各局1施策(17施策)をEBPM対象施策に選定し、EBPMの実践を開始



2 行政事業レビュー(公開プロセス)

- 令和元年6月の行政事業レビューの公開プロセスにおいて、以下の3事業についてロジックモデルを活用した審議を実施
 - テレワーク普及推進等対策
 - 保育環境改善等事業
 - 健康的な生活習慣づくり重点化事業

3 予算プロセスでの活用

- 財務省主計局への説明において、以下の4事業についてロジックモデルを活用
 - ポジティブ・アクション周知啓発事業のうち総合的なハラスメント防止対策
 - 戦傷病者福祉事業
 - 昭和館運営事業
 - 厚生労働省統計研修事業

5. EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進

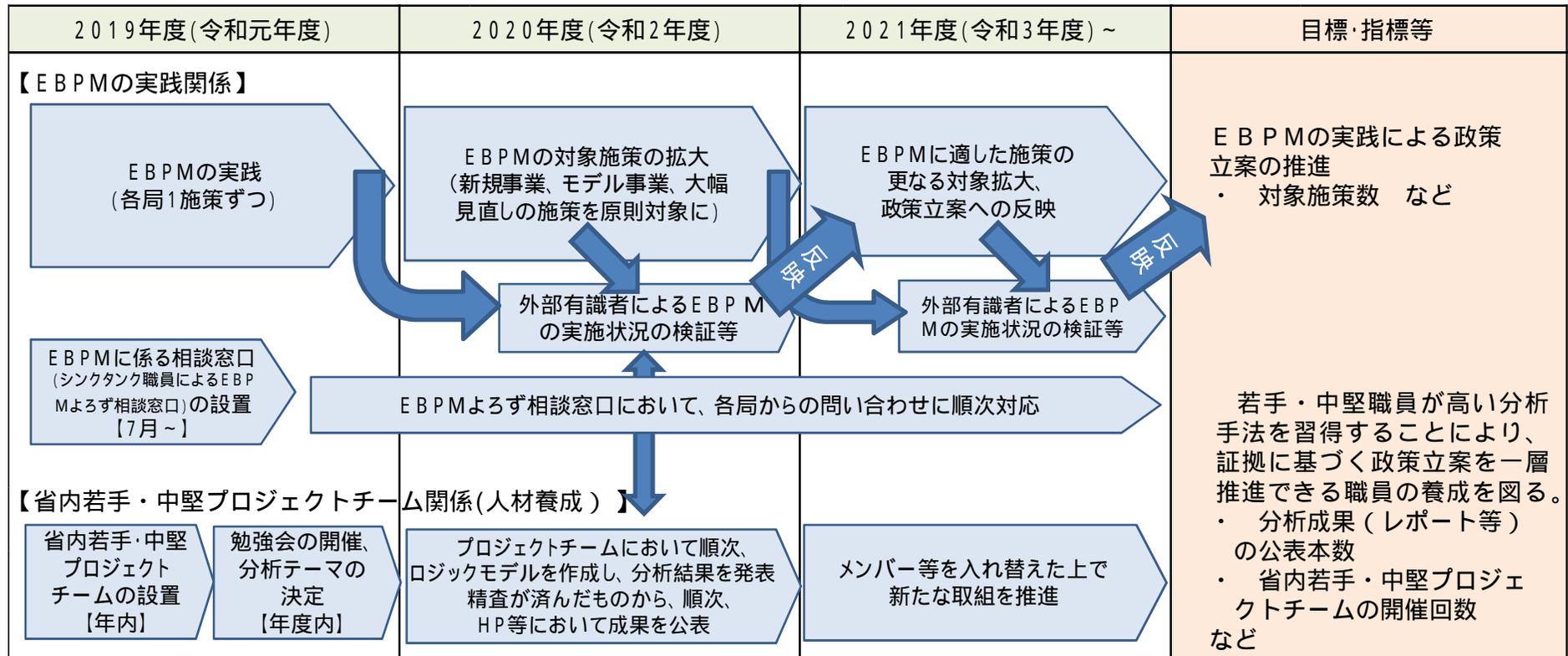
～「第3章1.(2)EBPMの推進(EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進)」等～

(1)取組内容

現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、その効果を検証するため、厚生労働省を挙げて、証拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence Based Policy Making)を実践する。

こうした取組と並行し、データの利活用の促進並びに若手・中堅職員の分析手法の習得を主たる目的として、省内有志による省内若手・中堅プロジェクトチームを設置し、各局担当者による分析等を行った上で、その結果を、白書や審議会資料等に活用するほか、HP等でレポートを公表する。

(2)スケジュール



注:令和元年12月27日に、若手・中堅プロジェクトチームを設置

令和2年度以降のEBPMの実践について（厚生労働省の取組方針）

1. 令和元年度までの取組状況と課題

〈取組状況〉

統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）等に基づき、EBPMの浸透・定着に向けた「実例創出」を目指した取組として各省庁で実施。

厚生労働省では、各局1施策についてロジックモデルを作成¹。ロジックモデル作成後は、各局に対して定期的なフォローアップを実施。

¹ 平成30年度：15事業、令和元年度：17事業

〈課題〉

全省庁的に、事業の「選定基準」が不明瞭であり、事業見直しに当たっての「プロセス」の明確性及び透明性が欠如。

2. 令和2年度以降の取組方針

〈令和2年度の取組に関する行革方針〉

自民党行政改革推進本部による「行政事業レビューチーム提言～EBPMの更なる徹底を～」(令和元年12月12日)では、行政事業レビューシート作成・評価の段階からEBPMの観点をより導入するため、レビューシートにロジックモデルを添付する等により、行政事業レビューの更なる改善に努めるべきとされた。

これを踏まえ、行革事務局では、行政事業レビューとEBPMの連携の観点から、令和2年度においては、令和3年度新規要求事業のうち、要求額が10億円以上の事業については、原則として、ロジックモデルを作成・公表する予定。

〈令和2年度以降の取組に関する厚労省方針〉

厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表(令和元年10月8日)において、EBPMの実践対象事業を拡充する方針が示されており、上記行革方針も踏まえ、EBPMを一層推進する観点から、対象事業を行革基準よりも幅広く設定する。具体的には、令和3年度概算要求プロセスにおいて、新規事業、モデル事業、大幅な見直しを考えている既存事業のうち、一定の選定基準(2)に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成、このうち一部を公表。

概算要求プロセスでの活用や行政事業レビューシートを補足する資料としてロジックモデルを作成するとともに、事業の事後における効果検証の精度を高める観点から、1～3事業を行政事業レビュー「公開プロセス」(令和4年度)の候補として提示。

2 一定の選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が <u>1億円以上</u> の事業
	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業

ただし、以下の事業については、ロジックモデルの作成・提出を不要とする。¹⁶

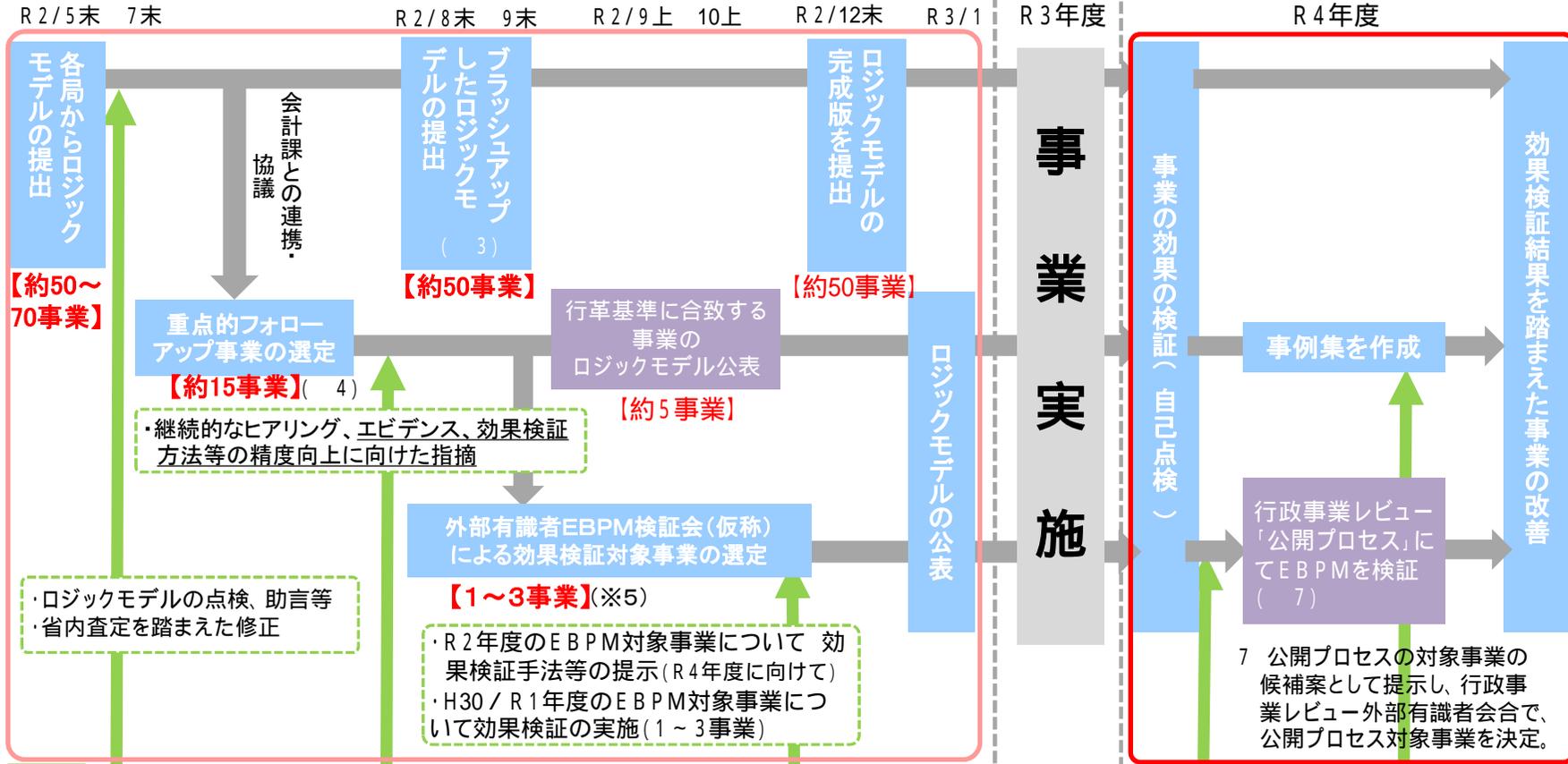
()現状・課題分析を目的とした事業 ()司法判断により国の実施義務が明らかな事業 ()その他、特別の事情がある事業(個別協議の上、判断)³

令和2年度以降の取組サイクルと令和3年度以降に向けた見直し

【依頼時期の変更(4、6下旬)】

《R2年度EBPM実践》

《R2年度のフォローアップ》



外部有識者EBPM
検証会(仮称)
(6)

- ロジックモデルの点検、助言、効果検証方法等の精度向上に向けた指摘等。毎年1~3事業については、具体的な効果検証も実施。
- 併せて、年度末に向けて以下を検証。次年度のEBPMの実施に反映
 - 事業のスクリーニング基準(選定基準・除外基準)
 - 予算過程での反映方法(評価方法や活用方策の検討)
 - 事後の効果検証スキーム等の精度向上
 - その他EBPMの取組に関する全体スキーム

- R3概算要求説明資料に添付
- 行革基準(10億以上の新規)に合致するものは、重点フォローアップ事業に入れる。
- R4年度以降の行政事業レビュー「公開プロセス」の候補として選定。
- 外部有識者、委託業者及び事務局の3者間で検証を行い、適宜会議開催を予定。

検証結果をR3年度EBPMに反映
 検証結果をR4年度EBPMに反映

EBPMの実践に係る対象事業の選定基準

厚生労働省における令和2年度の取組方針

- 令和3年度概算要求プロセスにおいて、①**新規事業**、②**モデル事業**、③**大幅な見直しを考えている既存事業**のうち、一定の選定基準に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成、このうち一部を公表。

選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1億円以上 の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
③	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業

新型コロナウイルス感染症関連事業は原則対象外とする。また、特殊事情によりEBPMの実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

除外基準(選定基準①～③に該当する事業でもロジックモデルの作成・提出を不要とする。)

事業
事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手段を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)

(1) 令和2年度のEBPMの取組について (令和2年4月17日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 行政事業レビューとEBPMの一体的取組の推進
新規予算要求事業(10億円以上)について、原則、ロジックモデルを作成・公表
 予算プロセスとEBPMの一体的取組の推進
 事業の性質等を踏まえ、省内予算検討・要求プロセスや財務省主計局への説明においてロジックモデルを積極的に作成・活用

(2) 自民党行政改革推進本部提言(令和2年7月2日) 統計改革・EBPMワーキンググループ

- 行政事業レビューや政策評価、予算要求説明等におけるEBPM手法の活用を強化するとともに、**規制等他の分野**にも活用を広げること。
- **補正予算**についても、将来、同じような仕組の予算措置があり得るものは、行政事業レビューの手法も活用した効果分析を行い、緊急時対応を円滑化すること。
 ※**内閣官房行政改革推進本部及び統計改革推進室は、本年度中に提言を具体化するロードマップを作成し、本チームに報告することを求める。**

令和2年度ロジックモデル作成状況

令和2年度EBPM実践事業数

提出時期	総事業数	新規事業	モデル事業	大幅見直し事業
第一次提出(7/17)	39事業			
概算要求会計課長説明に活用(8/3~8/5)	31事業	9事業	14事業	8事業
第二次提出(9月末) 9月1日時点暫定値	23事業	5事業	12事業	6事業

令和2年度EBPM実践事業一覧

事業名		事業名	
1	全国の病院等を検索できる医療情報サイトの構築	13	中央福祉人材センター運営事業費
2	災害拠点精神科病院整備事業	14	農業分野等との連携強化モデル事業
3	慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業	15	精神障害者保健福祉対策(依存症)
4	医薬品等輸入確認情報システム	16	精神障害者保健福祉対策(地域精神保健)
5	高齢者医薬品安全使用推進事業	17	聴覚障害児支援中核機能モデル事業
6	医療情報データベース活用推進事業	18	障害児等のインクルーシブ推進モデル事業
7	地域外国人材受入れ・定着モデル事業	19	障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業
8	予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業	20	地域生活支援事業等
9	困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業	21	国民健康保険団体連合会等補助金
10	離婚前後親支援モデル事業	22	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
11	養子縁組民間あっせん機関助成事業	23	人口動態調査費
12	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金		

資料2

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等
の実施状況について

みずほ情報総研株式会社
社会政策コンサルティング部 雇用政策チーム



1. 昨年度振り返りと今年度の点検方針

昨年度の振り返り

- 昨年度、各局 1 施策を対象にEBPM実施計画(ロジックモデル)の点検を実施。
- 全17施策に対し、ロジックモデル及び検証方法の確認を実施。各部署へのヒアリングも行った。その結果、次の2点について、比較的共通した課題が見受けられた。

昨年度点検の結果、各局に共通して見受けられた課題

- 1 ロジックモデルにおいては、現状・課題 インプット アクティビティ ... アウトカムの流れにおいて因果関係が明確でない。特に、以下の因果関係が明確でない。
 - ✓ 「現状・課題」「アクティビティ」、「アウトプット」「アウトカム」
政策課題解決のために当該施策の必要性や妥当性に関する説明や、当該施策の実施により期待する効果が得られるという因果関係が明確でない。
- 2 検証方法においては、以下の分析及びその準備が十分ではない。
 - ✓ 事業や施策の対象（介入群）と、それ以外（非介入群）との比較分析
 - ✓ 非介入群の設定が困難な場合、地域や事業（施策）等の実施前後の比較等による効果分析
 - ✓ こうした分析に必要な事前の設計（リサーチデザイン）

(出典)令和元年度EBPM推進チーム会合資料より抜粋

今年度の点検方針

- こうした昨年度の経験を踏まえ、今年度は主に以下2つの点を重点的に点検した。
 - 1) ロジック ...ロジックモデルの各要素項目が適切に記され、要素項目間に論理的整合性があるか。
 - 2) エビデンス...エビデンスが適切に用いられ、指標や検証方法が適切に設定されているか。

1. 昨年度振り返りと今年度の点検方針 ロジックについて

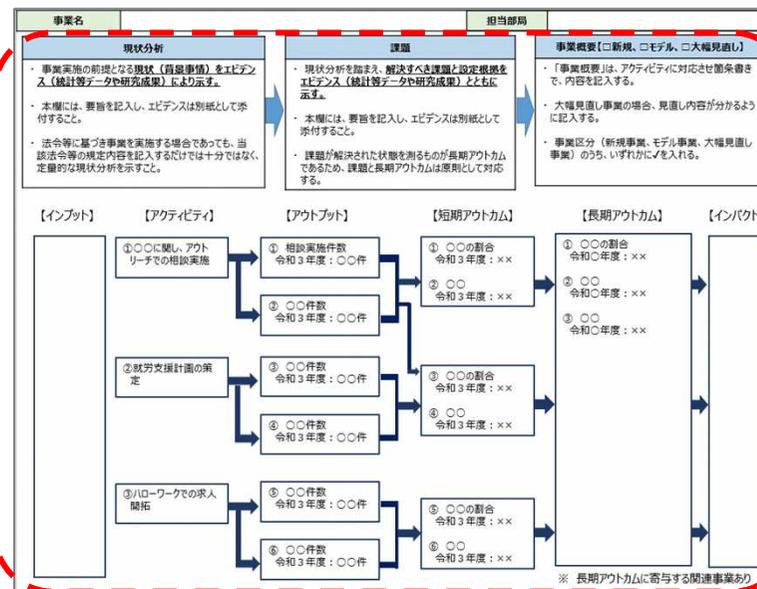
1) ロジックについて

- ロジックについては、主に以下の2つの観点から点検を実施した。
 - 観点1a：ロジックモデルの各要素項目が適切に記されているか
 - 観点1b：要素項目間の流れに論理的整合性があるか

(参考)ロジックモデルの各構成要素

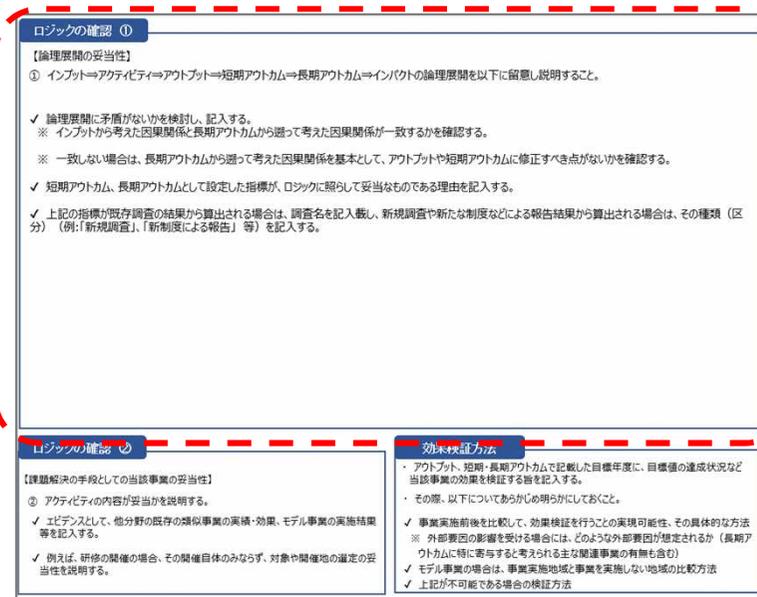
構成要素	定義
現状	<ul style="list-style-type: none"> 課題の前提となる背景事情
課題	<ul style="list-style-type: none"> 事業の前提となる課題（解決したい課題・社会問題）
インプット	<ul style="list-style-type: none"> 資源投入 事業の実施に必要な予算等
アクティビティ	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施 事業の活動内容
アウトプット	<ul style="list-style-type: none"> 事業実績 事業の実績及びそれに対する目標
短期アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> 成果目標 当該事業の実施で期待する成果
長期アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> 成果目標 当該事業の実施で期待する成果に加え関連事業も含めた成果
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> 最終目標・社会的影響 事業の最終的な目標

(参考)「ロジックモデル」フォーマットと点検項目



観点 1a

観点 1b

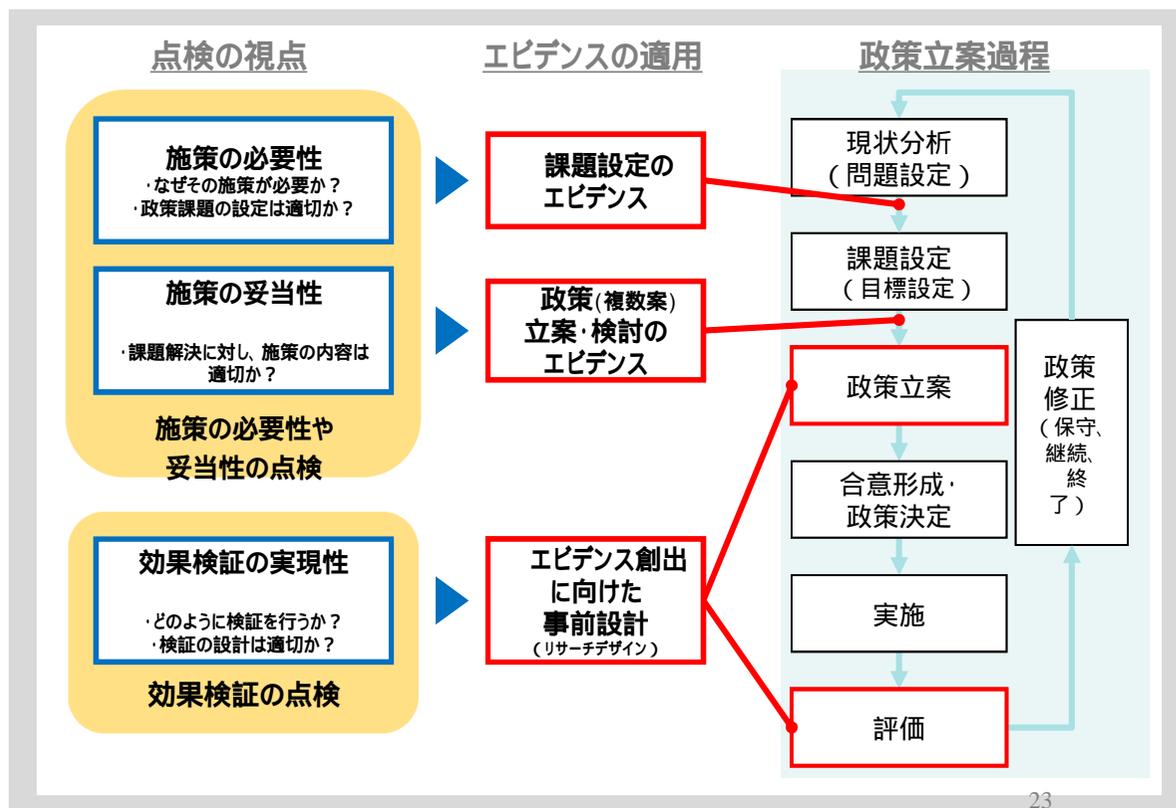


1. 昨年度振り返りと今年度の点検方針 エビデンスについて

2) エビデンスについて

- エビデンスについては、主に以下の2つの観点から点検を実施した。
 - 観点2a：
 - 「施策の必要性」と「施策の妥当性」を示す証左としてエビデンスが適切に用いられているか
 - また、アウトプットやアウトカムにおいて、定量的な指標の設定が適切にできているか
 - 観点2b：
 - 効果検証方法が適切に設定されているか。エビデンス創出に向けた事前設計(リサーチデザイン)が適切か

(参考)エビデンスの適用に関する考え方



(参考)「ロジックモデル」フォーマット(2枚目)と点検項目

<p>ロジックの確認 ①</p> <p>【論理展開の妥当性】</p> <p>① インプット⇒アクティビティ⇒アウトプット⇒短期アウトカム⇒長期アウトカム⇒インパクトの論理展開を以下に留意し説明すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 論理展開に矛盾がないかを検討し、記入する。 ※ インプットから考えた因果関係と長期アウトカムから逆って考えた因果関係が一致するかを確認する。 ※ 一致しない場合は、長期アウトカムから逆って考えた因果関係を基本として、アウトプットや短期アウトカムに修正すべき点がないかを確認する。 ✓ 短期アウトカム、長期アウトカムとして設定した指標が、ロジックに照らして妥当なものである理由を記入する。 <p>✓ 上記の指標が既存調査の結果から算出される場合は、調査名を記入し、新規調査や新たな制度などによる報告結果から算出される場合は、その種類(区分) (例:「新規調査」、「新制度による報告」等)を記入する。</p>	<p>効果検証方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトプット、短期・長期アウトカムで記載した目標年度に、目標値の達成状況など当該事業の効果を検証する旨を記入する。 ・ その際、以下についてあらかじめ明らかにしておくこと。 ✓ 事業実施前後を比較して、効果検証を行うことの実現可能性、その具体的な方法 ※ 外部要因の影響を受ける場合には、どのような外部要因が想定されるか(長期アウトカムに特に寄与すると考えられる主な関連事業の有無も含む) ✓ モデル事業の場合は、事業実施地域と事業を実施しない地域の比較方法 ✓ 上記が不可能である場合の検証方法
--	--

観点2a
観点2b

2. ロジックモデルの点検内容について

- 具体的な点検項目は別紙のとおり。
- なお、別紙で示している48の点検項目と、前述の点検方針の関係性を示したのが以下表である。

	[観点1a] 適切な記述	[観点1b] 論理的整合性	[観点2a] エビデンス活用・指標設定	[観点2b] 検証方法
現状分析	No.1	-	「施策の必要性」提示 No.2～4	-
課題	No.5	No.6	「施策の必要性」提示 No.7～9	-
事業概要	No.10	-		-
インプット	No.11	-	「施策の妥当性」提示 No.36～40	-
アクティビティ	No.12,14	No.13		
アウトプット	No.15	No.32	指標の設定 No.16～20	アウトプット 短期アウトカム No.41～44
短期アウトカム	No.21	No.33	指標の設定 No.22～25	アウトプット 長期アウトカム No.45～48
長期アウトカム	No.26	No.34	指標の設定 No.27～30	
インパクト	No.31	No.35	-	-

3. 各局のロジックモデル提出について <再掲>

- 2020年6月19日 令和3年度予算要求事業のうち、下表に該当する事業についてロジックモデルの提出を依頼。
- 結果、総39事業分のロジックモデルが提出された。

厚生労働省における令和2年度の取組方針

○ 令和3年度概算要求プロセスにおいて、①新規事業、②モデル事業、③大幅な見直しを考えている既存事業のうち、一定の選定基準に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成、このうち一部を公表。

選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
③	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業

新型コロナウイルス感染症関連事業は原則対象外とする。また、特殊事情によりEBPMの実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

除外基準(選定基準①～③に該当する事業でもロジックモデルの作成・提出を不要とする。)

事業
事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手段を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)

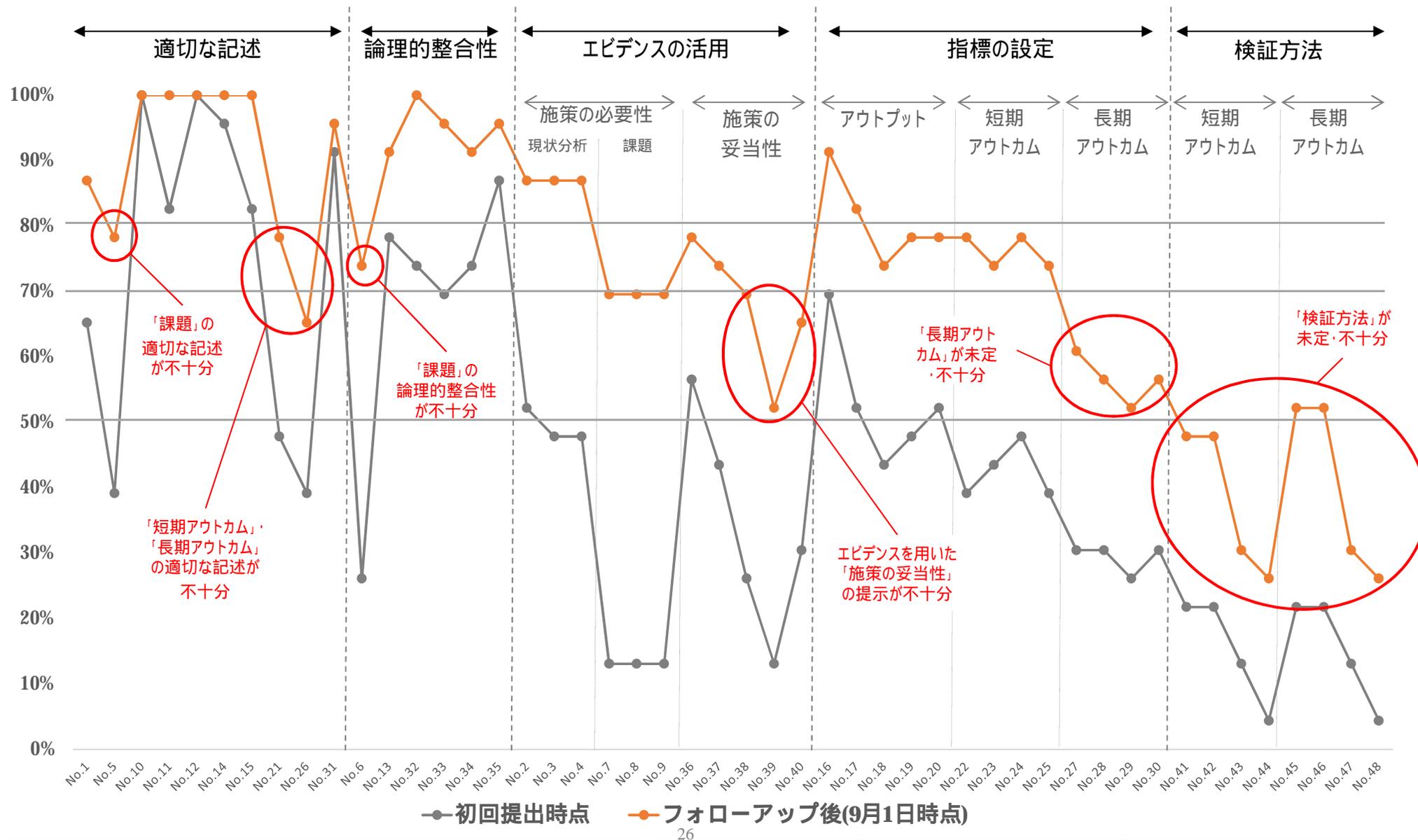
令和2年度EBPM実践事業数

提出時期	総事業数	新規事業	モデル事業	大幅見直し事業
第一次提出(7/17)	39事業			
概算要求会計課長説明に活用(8/3~8/5)	31事業	9事業	14事業	8事業
第二次提出(9月末) 9月1日時点暫定値	23事業	5事業	12事業	6事業

(出典) 資料1「厚生労働省におけるEBPMの取組状況について」より抜粋

4. 点検結果について 各項目ごとの点検結果について

- ロジックモデル点検結果について、フォローアップ前後で比較すると以下グラフのとおり。
- フォローアップを実施してもなお「問題なし」の事業比率が相対的に低い項目を丸印で示している。



• 【観点1】ロジックに係る点検の結果について

- ロジックモデルの「適切な記述」や各要素間の「論理的整合性」について、初回提出時でも概ね7割以上の事業が「問題ない」と判定できる記載内容であった。その後、事務局のフォローアップを経て、多くの項目で9割以上の事業が「問題ない」記載内容となった。
- ただし、「課題」に関する項目については、初回提出時で「問題ない」と判定できる事業は5割未満であり事務局のフォローアップを経てもなお、「問題ない」記述の事業は8割に届いていない。
- また、「短期アウトカム」や「長期アウトカム」の「適切な記述」も、事務局フォローアップを経てもなお、「問題ない」記述の事業は8割未満にとどまっている。

- ()補足：
複数の事業に共通して見られた記載不備内容として、以下のような特徴が挙げられる。
 - ✓ 「課題」が事業ありきの記載となっている。
 - ✓ 「課題」に取り組む必要性・妥当性の程度が、専門外の第三者からは判断できない。
 - ✓ 論理展開の説明が、因果の説明ではなく単なる言い換えに過ぎない。
 - 「アクティビティAを行うことでアウトプットBとなる。この結果、短期アウトカムCが見込まれる…」

● 【観点2】エビデンスに係る点検の結果について

- エビデンスを活用した「施策の必要性」提示や「施策の妥当性」提示、「指標の設定」について、初回提出時点で「問題ない」レベルの記載をしていた事業は5～6割未満であった。特に、エビデンスを活用した「課題」や「施策の妥当性」の説明は、1～2割程度の事業しか実施できていなかった。
- しかし、その後の事務局フォローアップを経ることで、概ね7割程度の事業が「問題ない」レベルの記載内容に改善された。ただし、「施策の妥当性」の説明や、「長期アウトカム」の「指標の設定」については、事務局のフォローアップを経てもなお7割の水準には届いていない。
- また、「検証方法」については、事務局フォローアップを経てもなお5割程度しか「問題ない」レベルに至っていない。特に、比較群の設定や外部要因を排除した検証方法の設定はまだ3割程度にとどまっている。
- () 補足：
フォローアップを経てもなお修正が必要な事業について、複数事業で共通して見られる原因は以下のとおり。
 - ✓ モデル事業で実施対象を今後選定するため、適切な指標の設定ができない。
 - ✓ 検証方法については、委員会等で今後検証するため現段階で明記できない。
 - ✓ 効果検証が進捗管理にとどまっており、政策の因果を示す設定となっていない。
 - ✓ 比較群の設定を想定していない、又は設定できない。

【補足】 4. 点検結果について -点検結果の元データ(初回提出時点)-

- 初回提出ロジックモデルの点検結果は以下のとおり (n=実践対象23事業)

	[1a]適切な記述		[1b]要素間の論理性		[2a]エビデンス活用・設定		[2b]検証方法		
現状分析	No.1	65.2%	-	-	No.2	52.2%	-	-	
					No.3	47.8%			
					No.4	47.8%			
課題	No.5	39.1%	-	No.6	26.1%	No.7	13.0%	-	-
						No.8	13.0%		
						No.9	13.0%		
事業概要	No.10	100.0%	-	-	-	施策の妥当性		-	-
						No.36	56.5%		
インプット	No.11	82.6%	-	-	-	No.37	43.5%	-	-
						No.38	26.1%		
アクティビティ	No.12	100.0%	-	No.13	78.3%	No.39	13.0%	-	-
	No.14	95.7%				No.40	30.4%		
アウトプット	No.15	82.6%	-	No.32	73.9%	指標の設定		アウトプット 短期アウトカム	-
						No.16	69.6%		
						No.17	52.2%		
						No.18	43.5%		
						No.19	47.8%		
						No.20	52.2%		
短期アウトカム	No.21	47.8%	-	No.33	69.6%	指標の設定		アウトプット 長期アウトカム	-
						No.22	39.1%		
						No.23	43.5%		
						No.24	47.8%		
						No.25	39.1%		
						No.26	39.1%		
長期アウトカム	No.26	39.1%	-	No.34	73.9%	指標の設定		-	-
						No.27	30.4%		
						No.28	30.4%		
						No.29	26.1%		
						No.30	30.4%		
インパクト	No.31	91.3%	-	No.35	87.0%	-	-	-	-

【補足】 4. 点検結果について -点検結果の元データ(フォローアップ後：9/1点検終了時点)-

- ロジックモデル最終版の各項目の点検結果は以下のとおり (n=実践対象23事業)

	[1a]適切な記述		[1b]要素間の論理性		[2a]エビデンス活用・設定		[2b]検証方法	
現状分析	No.1	87.0%	—		No.2	87.0%	—	
					No.3	87.0%		
					No.4	87.0%		
課題	No.5	78.3%	No.6	73.9%	No.7	69.6%	—	
					No.8	69.6%		
					No.9	69.6%		
事業概要	No.10	100.0%	—		施策の妥当性		—	
					No.36	78.3%		
インプット	No.11	100.0%	—		No.37	73.9%	—	
					No.38	69.6%		
アクティビティ	No.12	100.0%	No.13	91.3%	No.39	52.2%	—	
	No.14	100.0%			No.40	65.2%		
アウトプット	No.15	100.0%	No.32	100.0%	指標の設定		アウトプット 短期アウトカム	
					No.16	91.3%		
					No.17	82.6%		
					No.18	73.9%		
					No.19	78.3%		
					No.20	78.3%		
短期アウトカム	No.21	78.3%	No.33	95.7%	指標の設定		アウトプット 長期アウトカム	
					No.22	78.3%		
					No.23	73.9%		
					No.24	78.3%		
					No.25	73.9%		
					No.41	47.8%		
長期アウトカム	No.26	65.2%	No.34	91.3%	指標の設定		No.42	47.8%
					No.27	60.9%	No.43	30.4%
					No.28	56.5%	No.44	26.1%
					No.29	52.2%	No.45	52.2%
					No.30	56.5%	No.46	52.2%
					No.47	30.4%		
No.48	26.1%							
インパクト	No.31	95.7%	No.35	95.7%	30	—	—	—

1. 重点フォローアップ事業選定の方針について

背景・経緯について

1. 内閣官房行政改革推進本部事務局から各府省への事務連絡

- EBPMは社会情勢の変化への対応や、新たな政策課題への対応などの観点から、政策手段についての企画立案・見直しを行う際に活用することが特に有効であることを踏まえて、取組の対象事業の検討、選定等を行う。
- 例えば、新規事業、モデル事業、既存事業のうち見直しを考えているものなど。
各府省は新規予算要求事業（10億円以上）について、事業の性質上なじまないもの等を除き、原則として、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するものとする。

(出典)令和2年4月17日 内閣官房行政改革推進本部事務局 『令和2年度のEBPMの取組について』より抜粋

2. 厚生労働省における取組の内容

ロジックモデルの精度向上を図るため、政策立案・評価担当参事官室は、会計課と連携・協議の上、提出されたロジックモデルの中から重点的にフォローアップ（ヒアリングの実施、エビデンス強化、効果検証方法の具体化等）する事業（「重点フォローアップ事業」）のうち効果検証方法の精度向上を検討する事業（「効果検証対象事業」）を選定し、担当課等の協力の下、以下の作業を行います。

	作業内容
重点フォローアップ事業 【約15事業】	(1) EBPMの推進に係る有識者検証会（仮称）を設置し、その知見を活用して、令和2年12月までにロジックモデルのブラッシュアップを実施 (2) 完成後のロジックモデルを令和3年1月に公表 (3) 令和4年度に事業の効果検証を実施 (4) 令和4年度に一連のプロセスを事例集にまとめ公表
効果検証対象事業 (令和2年度対象事業) 【1～3事業】	(1) 上記の(1)から(3)までは同様。特に、効果検証方法の精度向上の観点から検討 (2) 令和4年度行政事業レビュー「公開プロセス」の対象候補として、行政事業レビュー外部有識者会合に提示

(出典)令和2年6月19日 政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当) 『令和2年度のEBPMの実践について【作業依頼】』より抜粋



重点フォローアップ事業の選定方針

以下の事業については、重点フォローアップ事業として選定し、ロジックモデルの向上を図る。

1. 内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「行革」という。）基準に該当する事業（新規予算要求事業（10億円）以上）

2. 厚生労働省のEBPMの実践の対象事業の中から、以下 に該当する事業

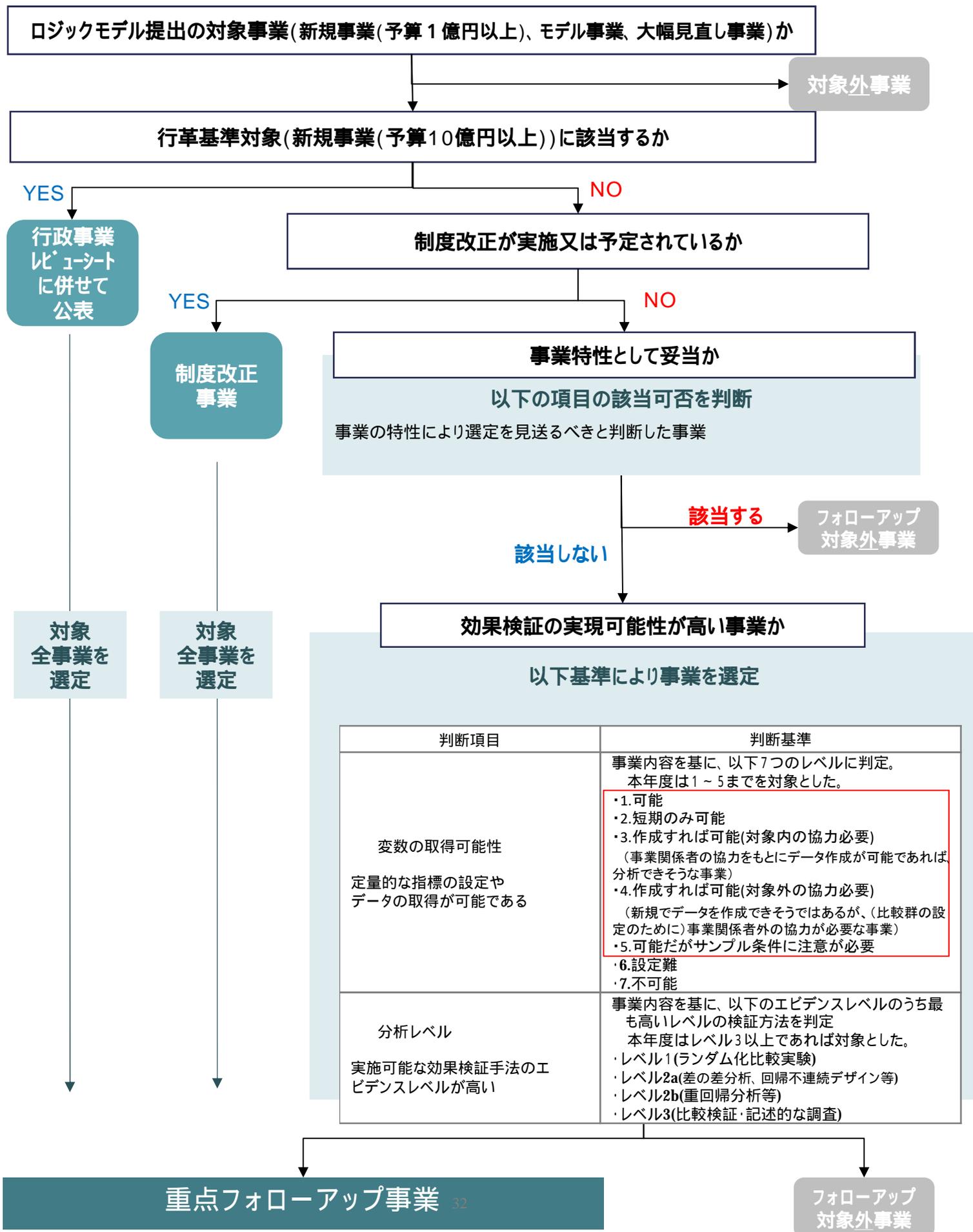
制度改正が実施又は予定されている事業

制度改正のタイミングにおいて、事業立案者自身が既存の目標や手段について検討することから、EBPM的思考でより論理的・実証的に検討することによって事業の質が高まる（又は不要の事業をやめる）ことが期待されるため

効果検証の実現可能性が高い事業

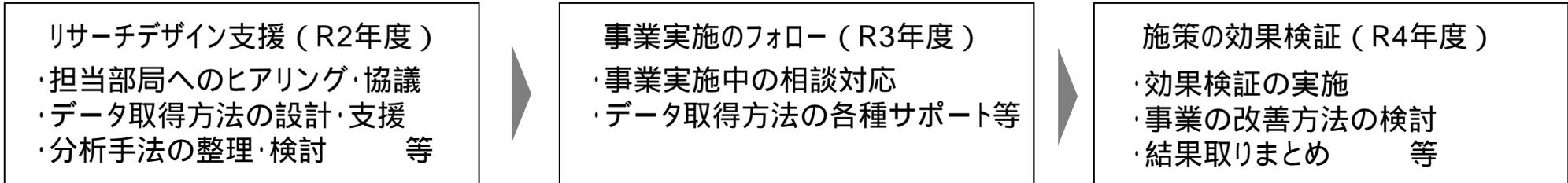
例えば、モデル事業などが該当する。このような事業は目的実現のためにどのような手段が有効かを検討する性質を有していることから、自ずとEBPM的思考で検討するものであり、ロジックモデル等を用いてより論理的に検討することや、実績となるデータの収集等のEBPM的思考の具体的実践が行いやすいため

2. 重点フォローアップ事業選定フロー及び選定基準について



事業の位置づけ

- 重点フォローアップ事業(15事業)のうち1～3事業を「効果検証対象事業」とする。事業の研究デザイン支援(今年度)や事業実施に伴うデータの蓄積(R3年度)を行った上で、R4年度に効果検証の実施を図る。
- なお、「効果検証対象事業」はR4年度の行政事業レビュー「公開プロセス」の対象候補となる予定である。



事業選定方針

- 上記位置付けを鑑み、以下の方針で対象事業を選定する。
 1. 「効果検証」に係る模範事例となり得ることから、データの活用可能性に加え、事業の展開可能性も鑑みて選定する。
 2. リサーチデザイン実施には、担当部局のヒアリング結果も加味し事業を決定する。

データの活用可能性

- ✓ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か
- ✓ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか

事業の展開可能性

- ✓ 効果検証で得た分析結果が事業の改善改良に寄与するか
- ✓ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか



担当部局のヒアリング結果

- ✓ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか

効果検証
対象事業
決定
(1～3事業)

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会開催要綱

1 目的

みずほ情報総研株式会社では、厚生労働省から委託を受け、令和 2 年度に E B P M 推進に係る調査研究事業を実施している。

本事業の一環として、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、外部有識者による検証会を開催する。

2 検証事項

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(2) 次年度の E B P M の実践に向けた検証

事業のスクリーニング基準に係る検証

予算過程での反映方法に係る検証

事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

その他 E B P M の取組に関する全体スキームに係る検証

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

(1) 検証会は、みずほ情報総研株式会社が別紙の構成員の参集を求めて開催する。

(2) 検証会は、構成員のうち 1 人を座長として選出する。

(3) 検証会は、座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

(4) 座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(5) 検証会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(6) 検証会の庶務は、みずほ情報総研株式会社において行う。

(7) 前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略)

駒村 康平	慶應義塾大学 経済学部 教授
田中 隆一	東京大学社会科学研究所 教授
野口 晴子	早稲田大学 政治経済学術院 教授
森川 想	東京大学 大学院工学系研究科 講師

ロジックモデル点検結果
コメントシート

事業名	〇〇〇〇〇推進検討事業
担当部局	〇〇〇局〇〇〇課
予算規模（百万円）	〇〇百万円
事業区分	当てはまるものに〇 〇 新規事業 〇 モデル事業 〇 大幅見直し施策
ロジックモデル提出日	2020/〇/〇〇 本シートの点検対象であるバージョンの提出日

表の見方

- 修正必須項目**：記入要領どおりに記載されていないため、修正が必要な項目
- 修正推奨項目**：記入要領に沿って記載されているが、同要領の観点からは改善の余地があり、更なるエビデンスレベルの向上などが望ましい
- 未点検の項目**：点検対象箇所の記入不備により、点検ができない項目

対応必須/推奨	点検結果	ロジックモデルの点検対象箇所	チェックコメント	修正の方法・ヒント	【参考】マニュアルの対応するページ	【参考】記入要領の対応するページ	修正イメージ（リンク）	その他	再点検のために修正が必要な項目（「未点検」の場合）
1 必須	問題なし	現状分析	「現状分析」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、当該事業が求められる背景事情を説明する必要がある。具体的には、「エビデンスを用いて 定量的に 分析した」現状の記載となっているかを確認し、～ の全てが満たされるように記載内容を見直す必要がある。	p.6「3.EBPMで何ができるのか？」 p.12「3.ロジックモデルの書き方・手順1 正しい現状把握 課題設定を行う」	p.2「3.現状分析」			
2 必須	問題なし	現状分析	「現状分析」にエビデンスが記入されていない。	記入要領に従い、課題を説明するために必要なエビデンスを別紙に添付する必要がある。また、「現状分析」の記入内容を、そのエビデンスに基づき現状を分析した内容に修正する必要がある。なお、事業の根拠が法令や計画等である場合にも、その背景となったエビデンス（又は、法令や計画等と関係はないが、事業の現状を示すエビデンス）を記入し、それに基づいた現状を分析した結果を示す必要がある。	p.18「5.ロジックモデルの点検-よ（ある間違い）」 p.20「1.エビデンスとは何か？」 p.18「5.ロジックモデルの点検-よ（ある間違い）」 p.20「25」第3章 エビデンスとは、	p.2「3.現状分析」	修正事例		
3 推奨	問題なし	現状分析	「現状分析」に添付されたエビデンスのレベルを向上させることが望ましい。	現在記入しているエビデンスについて、エビデンスレベル1～3に向上させることが望ましい。 レベル1～3のエビデンスを新たに調べるとともに、そうした新たなエビデンスを踏まえても「現状分析」の記入内容が適切かどうか再検討することが望ましい。 <参考：エビデンスレベル> レベル1：ランダム化比較実験 レベル2a：差の差分分析、傾向スコアマッチング、操作変数法 レベル2b：重回帰分析、コホート分析 レベル3：比較検証、記述的な研究調査（因果関係に関する分析を行わず、統計指標を時系列で比較しただけの場合など）	p.3「1.EBPMとは何か？」 p.20「24」第3章 エビデンスとは、	p.2「3.現状分析」	修正事例		
4 推奨	問題なし	現状分析	「現状分析」の内容の根拠として、現在添付されている「エビデンス」より論理的に整合するエビデンスを設定することが望ましい。	「現状分析」の記載内容がエビデンスに基づき論理的な内容であるかを再度確認し、現在添付されている「エビデンス」より論理的に整合するエビデンスを設定することが望ましい。	p.8「14」第2章ロジックモデルの活用 1.なぜロジックモデルなのか？～3.ロジックモデルの書き方、 p.18「5.ロジックモデルの点検-よ（ある間違い）」 p.20「25」第3章 エビデンスとは、	p.2「3.現状分析」	修正事例		
5 必須	修正対象	課題	「課題」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、事業の前提となる政策課題や社会問題を、エビデンスとともに説明する必要がある。具体的には、「エビデンスを用いて 現状とあるべき姿を比較しながら 現在の課題を解決すべきことを示した」記載となっているかを確認し、～ の全てが満たされるように記載内容を見直す必要がある。	p.6「3.EBPMで何ができるのか？」 p.12「3.ロジックモデルの書き方・手順1 正しい現状把握 課題設定を行う」	p.2「4.課題」			
6 必須	問題なし	課題	「課題」の記入内容が「長期アウトカム」に対応していない。	「課題」に記入した内容が、事業の結果もたらされる「長期アウトカム」と対応関係にある必要がある。	p.13「14」3.ロジックモデルの書き方・手順4 事業の実施前に、効果の検証方針を決めておく、	p.2「4.課題」 p.3「10.長期アウトカム」			
7 必須	問題なし	課題	「課題」にエビデンスが記入されていない。	記入要領に従い、「課題」を説明するために必要なエビデンスを別紙に添付し、それを踏まえた課題を記入する必要がある。	p.18「5.ロジックモデルの点検-よ（ある間違い）」 p.20「1.エビデンスとは何か？」 p.18「5.ロジックモデルの点検-よ（ある間違い）」 p.20「25」第3章 エビデンスとは、	p.2「4.課題」			
8 推奨	修正対象	課題	「課題」に添付されたエビデンスのレベルを向上させることが望ましい。	現在記入しているエビデンスについて、エビデンスレベル1～3に向上させることが望ましい。 レベル1～3のエビデンスを新たに調べるとともに、そうした新たなエビデンスを踏まえても「現状分析」の記入内容が適切かどうか再検討することが望ましい。 <参考：エビデンスレベル> レベル1：ランダム化比較実験 レベル2a：差の差分分析、傾向スコアマッチング、操作変数法 レベル2b：重回帰分析、コホート分析 レベル3：比較検証、記述的な研究調査（因果関係に関する分析を行わず、統計指標を時系列で比較しただけの場合など）	p.3「1.EBPMとは何か？」 p.20「24」第3章 エビデンスとは、	p.2「4.課題」	修正事例		
9 推奨	修正対象	課題	「課題」の内容の根拠として、現在添付されている「エビデンス」より論理的に整合するエビデンスを設定することが望ましい。	「課題」の記載内容がエビデンスに基づき論理的な内容であるかを再度確認し、現在添付されている「エビデンス」より論理的に整合するエビデンスを設定することが望ましい。	p.8「14」第2章ロジックモデルの活用 1.なぜロジックモデルなのか？～3.ロジックモデルの書き方、 p.18「5.ロジックモデルの点検-よ（ある間違い）」 p.20「25」第3章 エビデンスとは、	p.2「4.課題」	修正事例		
10 必須	問題なし	事業概要	「事業概要」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、事業の内容を簡潔に記入する必要がある。特に、「アウトプット」や「短期アウトカム」、「長期アウトカム」との関連や対応が論理的に理解できる単位での箇条書きとする必要がある。修正に応じて、対応して記載する「アクティビティ」の記載も修正する必要がある。	p.12「14」3.ロジックモデルの書き方、 p.18「5.ロジックモデルの点検-よ（ある間違い）」	p.2「5.事業概要」 p.3「7.アクティビティ」～「10.長期アウトカム」	修正事例		

対応 必須/ 推奨	点検結果	対象項目	チェックコメント	修正の方法・ヒント	【参考】 マニュアルの対応す るページ	【参考】 記入要領の対応す るページ	修正イメージ (リンク)	その他	【備考】 (未点検の場合に、 再点検のために修正 が必要な項目)
11 必須	問題なし	インプット	「インプット」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、令和3年度概算要求額を記入（単位：百万円）する必要がある。なお、モデル事業のうち既存事業の場合や大幅見直し事業の場合には、令和2年度予算額と執行額（又は執行見込額）も記入する必要がある。	p.9-10'2.ロジックモデルとは何か？	p.2'6.インプット			
12 必須	問題なし	アクティビティ	「アクティビティ」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、「アクティビティ」には、事業の実施内容を記入する必要がある。	p.9-10'2.ロジックモデルとは何か？	p.2'6.事業概要、p.3'7.アクティビティ			
13 必須	問題なし	アクティビティ	「アクティビティ」の記入内容が、「事業概要」の項目と対応していない。	「アクティビティ」の記入内容は、「事業概要」欄に箇条書きした項目と対応した項目で記入する必要がある。	p.9-10'2.ロジックモデルとは何か？	p.2'6.事業概要、p.3'7.アクティビティ			
14 推奨	問題なし	アクティビティ	「アクティビティ」をより具体的に記入することが望ましい。	ロジックモデルに記入した事業に含まれる施策に、「現状分析」「課題」に対応した実施事項が他にないか確認し、該当する実施事項があれば、「事業概要」及び「アクティビティ」欄に追記することが望ましい。	p.12-14'3.ロジックモデルの書き方	p.2'3.現状分析、p.5.事業概要、p.3'7.アクティビティ			
15 必須	問題なし	アウトプット	「アウトプット」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、「アウトプット」には、「アクティビティの結果として生み出される事業活動の直接的な実績」を記入する必要がある。記入に際しては、以下の2点に留意する必要がある。 ・実績を示す指標と、令和3年度の目標値をアクティビティごとに記入する ・行政事業レビューシート「活動指標及び活動実績（アウトプット）」の指標と同一の指標を利用する	p.9-10'2.ロジックモデルとは何か？、p.17-19'5.ロジックモデルの点検	p.3'7.アクティビティ、p.8.アウトプット			
16 推奨	修正対象	アウトプット	「アウトプット」に定量的な指標を設定することが望ましい。	「アウトプット」に定量的な目標・指標を設定することが望ましい。	p.9-10'2.ロジックモデルとは何か？	p.3'8.アウトプット			
17 必須	問題なし	アウトプット、短期アウトカム、長期アウトカム (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] 設定した指標を算出する調査名等	「アウトプット」「短期アウトカム」「長期アウトカム」に設定した指標を算出する調査名等が記入されていない。	指標の算出に用いる調査名等を別紙に記入する必要がある。 既存調査の場合には 調査名 調査周期 直近の調査の結果確定時期 を記載。 新規調査・新たな制度による報告結果等の場合には、以下の内容を記載。 区分...「新規調査」「新たな制度による報告結果」、等 調査の概要 (概要が未定の場合でも、調査予定時期を記載)	p.12-14'3.ロジックモデルの書き方、p.15-16'4.リサーチデザインとは？	p.3'8.アウトプット、p.10.長期アウトカム			
18 必須	修正対象	アウトプット & (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] アウトプット欄	「アウトプット」の目標値(水準)の設定理由について、適切な理由を記入する必要がある。	アウトプットの目標値(水準)の設定理由として、以下の条件のいずれかに当てはまる理由を記入する必要がある。適切な理由が設定できない場合には、当該アウトプット指標を変更する必要がある。 (適切な理由の例) ・アクティビティを実施したことにより、直接的に発生する実績であること(例：委員会実施件数、研修実施回数、施設設置件数、印刷数等) ・アクティビティを実施したことにより、直接的に発生する実績の代理指標として客観的に妥当なもの	p.9-10'2.ロジックモデルとは何か？、p.12-14'3.ロジックモデルの書き方	p.3'7.アクティビティ、p.8.アウトプット			
19 推奨	問題なし	アウトプット & (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] アウトプット欄	「アウトプット」の目標達成時期の設定理由について、客観的に妥当と考えられるか再考することが望ましい。	目標年度が令和3年度以降であるアウトプットについては、目標年度を令和3年度以降に設定しなければならない適切な理由を記載するか、アウトプットの指標自体を変更又は目標年度を令和3年度に変更することが望ましい。 (適切な理由の例) ・「アウトプット」として設定する指標が公的統計であり、事業の効果を反映した当該統計結果が令和3年度までに公表されず、令和3年度時点ではアウトプットが存在しないため ・「アウトプット」として設定する指標が、集計に時間を要する等の理由により、令和3年度中に把握することが困難であり、令和3年度時点ではアウトプットが存在しないため	p.9-10'2.ロジックモデルの書き方、p.15-16'4.リサーチデザインとは？	p.3'7.アクティビティ、p.8.アウトプット			
20 推奨	修正対象	アウトプット & (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] アウトプット欄	「アウトプット」の目標達成時期と、実際に調査等により指標が算出される時期を一致させることが望ましい。	「アウトプット」の目標達成時期と、実際に調査等により指標が算出される時期を一致させることが望ましい。 具体的には、以下の2点の確認を行い、必要対応を取ることが望ましい。 「アウトプット」の目標年度、「アウトプット」に設定した指標の調査の実施予定時期に誤記がないかを確認する。 誤記がない場合、以下のいずれかにより対応する。 - 現在のアウトプットの指標を、目標年度までに実施予定のある(実施可能な)別の調査等により取得 - アウトプットの指標を、目標年度に取得可能な指標に変更 - アウトプットの目標年度を、調査の実施予定時期に合わせて変更	p.12-14'3.ロジックモデルの書き方、p.15-16'4.リサーチデザインとは？	p.3'8.アウトプット			
21 必須	問題なし	短期アウトカム & (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] 短期アウトカム欄	「短期アウトカム」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、「短期アウトカム」には、「アウトプットにより国民生活及び社会経済に及ぼす影響のうち期待する成果」の中でも短期的に期待される成果を記入する必要がある。なお、「短期アウトカム」は定量的な指標を設定することが求められ、可能な限り令和3年度を目標年度とする必要がある。	p.9-10'2.ロジックモデルの書き方、p.15-16'4.リサーチデザインとは？、p.17-19'5.ロジックモデルの点検	p.3'7.アクティビティ、p.9.短期アウトカム	修正事例		
22 推奨	問題なし	短期アウトカム & (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] 短期アウトカム欄	「短期アウトカム」に定量的な指標を設定することが望ましい。又は、定量的でない理由を論理的に整合する形で説明す	「短期アウトカム」に、定量的な目標・指標を設定することが望ましい。また、定量的な目標・指標を設定できない場合には、その理由を「p.2 ロジックの確認」に記入することが望ましい。	p.9-10'2.ロジックモデルの書き方、p.12-14'3.ロジックモデルの書き方、p.15-16'4.リサーチデザインとは？、p.17-19'5.ロジックモデルの点検	p.3'7.アクティビティ、p.9.短期アウトカム	修正事例		
23 必須	問題なし	短期アウトカム & (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] 短期アウトカム欄	「短期アウトカム」の目標値(水準)の設定理由について、適切な理由を記入する必要がある。	「短期アウトカム」の目標値(水準)の設定理由について、客観的な視点から妥当と考えられる理由を設定する必要がある。適切な理由が設定できない場合には、当該短期アウトカム指標を変更又は削除する必要がある。	p.9-10'2.ロジックモデルとは何か？	p.3'8.アウトプット、p.9.短期アウトカム	修正事例		
24 推奨	修正対象	短期アウトカム & (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] 短期アウトカム欄	「短期アウトカム」の目標達成時期の設定理由について、客観的に妥当と考えられるか再考することが望ましい。	目標年度が令和3年度以降である短期アウトカムについては、目標達成時期を令和3年度以降に設定しなければならない適切な理由を記載するか、短期アウトカムの指標自体を変更又は目標年度を令和3年度に変更することが望ましい。	p.12-14'3.ロジックモデルの書き方、p.15-16'4.リサーチデザインとは？	p.3'7.アクティビティ、p.9.短期アウトカム	修正事例		
25 推奨	問題なし	短期アウトカム & (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] 短期アウトカム欄	「短期アウトカム」の目標達成時期と、実際に調査等により指標が算出される時期を一致させることが望ましい。	「短期アウトカム」の目標達成時期と、実際に調査等により指標が算出される時期を一致させることが望ましい。 具体的には、以下の2点の確認を行い、必要対応を取ることが望ましい。 「短期アウトカム」の目標年度、「短期アウトカム」に設定した指標の調査の実施予定時期に誤記がないかを確認する。 誤記がない場合、以下のいずれかにより対応する。 - 現在の短期アウトカムの指標を、目標年度までに実施予定のある(実施可能な)別の調査等により取得 - 短期アウトカムの指標を、目標年度に取得可能な指標に変更 - 短期アウトカムの目標年度を、調査の実施予定時期に合わせて変更	p.12-14'3.ロジックモデルの書き方、p.15-16'4.リサーチデザインとは？	p.3'9.短期アウトカム			

26	必須	修正対象	長期アウトカム & (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] 長期アウトカム欄	「長期アウトカム」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、「長期アウトカム」として、「アウトプットにより国民生活及び社会経済に及ぼす影響のうち期待する成果」の中でも長期的に期待される成果であり、「課題が実現された状態(あるべき姿)」を示す項目と、その目標値を記入する必要がある。 なお、可能な限り、長期アウトカムの目標値は既存計画のKPIや目標値を参考に設定する必要がある。また、目標値の達成時期は当該事業に関連する施策の見直し時期等を踏まえて設定する必要がある。	p.9-10'2.ロジックモデルとは何か？ p.12-14'3.ロジックモデルの書き方 p.15-16'4.リサーチデザインとは？ p.17-19'5.ロジックモデルの点検	p.3'7.アクティビティ - '10.長期アウトカム	修正事例		
27	推奨	未点検	長期アウトカム & (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] 長期アウトカム欄	「長期アウトカム」に定量的な指標を設定することが望ましい。又は、定量的でない理由を論理的に整合する形で説明す	「長期アウトカム」に、定量的な目標・指標を設定することが望ましい。また、定量的な目標・指標を設定できない場合には、その理由を「p.2 ロジックの確認」に記入することが望ましい。	p.9-10'2.ロジックモデルとは何か？ p.12-14'3.ロジックモデルの書き方 p.15-16'4.リサーチデザインとは？ p.41-47'第5章 エビデンスの収集	p.3'7.アクティビティ - '10.長期アウトカム	修正事例		
28	必須	未点検	長期アウトカム & (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] 長期アウトカム欄	「長期アウトカム」の目標値(水準)の設定理由について、適切な理由を記入する必要がある。	「長期アウトカム」の目標値(水準)の設定理由として、「長期アウトカム」が満たすべき以下の条件を参考として、適切な理由を設定する必要がある。適切な理由が設定できない場合には、当該長期アウトカム指標を変更又は削除する必要がある。 (長期アウトカムの指標が満たすべき条件) ・アクティビティ、アウトプット、短期アウトカムを経て、実現される長期的な成果を示す指標であること ・指標によって示されている「長期アウトカム」が、「課題」に対応したものであること ・長期アウトカムが実現された状態を計測可能な指標であること	p.9-10'2.ロジックモデルとは何か？	p.3'7.アクティビティ - '10.長期アウトカム			
29	推奨	未点検	長期アウトカム & (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] 長期アウトカム欄	「長期アウトカム」の目標達成時期の設定理由について、客観的に妥当と考えられるか再考することが望ましい。	「長期アウトカム」の、関連法令や既存計画の中間評価年度・最終年度・見直し年度等を参考に目標達成時期を設定することが望ましい。	p.12-14'3.ロジックモデルの書き方 p.15-16'4.リサーチデザインとは？	p.3'10.長期アウトカム			
30	推奨	未点検	長期アウトカム & (別紙) [各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由] 長期アウトカム欄	「長期アウトカム」の目標達成時期と、実際に調査等により指標が算出される時期を一致させることが望ましい。	「長期アウトカム」に、目標達成時期と、実際に調査等により指標が算出される時期を一致させることが望ましい。 具体的には、以下の2点について確認・対応することが望ましい。 長期アウトカムの目標年度、長期アウトカムに設定した指標の調査の実施予定時期に誤記がないかを確認する。 誤記がない場合、以下のいずれかにより対応する。 - 現在の長期アウトカムの指標を、目標年度までに実施予定のある(実施可能な)別の調査等により取得 - 長期アウトカムの指標を、目標年度に取得可能な指標に変更 - 長期アウトカムの目標年度を、調査の実施予定時期に合わせて変更	p.12-14'3.ロジックモデルの書き方 p.15-16'4.リサーチデザインとは？	p.3'10.長期アウトカム			
31	必須	問題なし	インパクト	「インパクト」が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、「行政事業レビューシート」の「政策評価、新経済・財政再生計画との関係」欄のうち、「政策評価」の「施策」欄と同じ内容を記入する必要がある。その際には、当該事業が寄与すると考えられる政策レベルの最終目標を記入する必要がある。	p.9-10'2.ロジックモデルとは何か？	p.4'11.インパクト			

ロジックモデルp.2 ロジックの確認 / 効果検証方法									
対応必須/推奨	点検結果	対象項目	チェックコメント	修正の方法・ヒント	【参考】マニュアルの対応するページ	【参考】記入要領の対応するページ	修正イメージ(リンク)	その他	【備考】(未点検の場合に、再点検のために修正が必要な項目)
32	必須	問題なし	ロジックの確認(論理展開の妥当性)	「アクティビティ」と「アウトプット」の因果関係が論理的に明確ではないため、修正する必要がある。	「アクティビティ」の直接的な結果として生み出される"実績"を「アウトプット」の指標として設定する必要がある。	p.9-10'2.ロジックモデルは何か？ p.21-25'2.'因果関係を知る。	p.3'7.アクティビティ、'8.アウトプット、 p.4'1.ロジックの確認	修正事例	
33	必須	問題なし	ロジックの確認(論理展開の妥当性)	「アウトプット」と「短期アウトカム」の因果関係が論理的に明確ではないため、修正する必要がある。	「アウトプット」(事業の実績)が、「短期アウトカム」(事業の成果)をもたらすことが客観的に見て明らかになるように修正するか、アウトプット又は短期アウトカムの指標を変更する必要がある。 具体的には、現在示されている各アウトプットと各短期アウトカムの関係について、以下の観点から検証し、記述を修正する必要がある。 <検証の観点> 検証:それぞれの「アウトプット」について、「短期アウトカム」に至るまでのメカニズムを論理的に説明できるか？その中に無理のある論理展開はないか？ 検証:それぞれの「短期アウトカム」について、「短期アウトカム」の実現に貢献しうる事業内の「アウトプット」を全て考慮した論理展開になっているか？その中に無理のある論理展開はないか？	p.9-10'2.ロジックモデルは何か？ p.21-25'2.'因果関係を知る。	p.3'7.アクティビティ、'9.短期アウトカム、 p.4'1.ロジックの確認	修正事例	
34	必須	修正対象	ロジックの確認(論理展開の妥当性)	記入要領どおりに記載されていないため、修正する必要がある。(「短期アウトカム」と「長期アウトカム」の因果関係が論理的に明確ではない。)	「短期アウトカム」(事業の短期的な成果)が、「長期アウトカム」(事業の長期的な成果)につながる客観的に見て明らかになるように修正するか、短期アウトカム又は長期アウトカムの指標を修正する必要がある。 具体的には、現在示されている各短期アウトカムと長期アウトカムの関係について、以下の観点から検証し、記述を修正する必要がある。 <検証の観点> 検証:それぞれの短期アウトカムについて、いずれかの長期アウトカムに対する因果関係が明確に説明できるか。 検証:それぞれの長期アウトカムについて、いずれかの短期アウトカムからの因果関係が明確に説明できるか。(どの短期アウトカムとも論理的に因果関係を	p.9-10'2.ロジックモデルは何か？ p.21-25'2.'因果関係を知る。	p.3'9.短期アウトカム、'10.長期アウトカム、 p.4'1.ロジックの確認	修正事例	
35	必須	問題なし	ロジックの確認(論理展開の妥当性)	「長期アウトカム」が「インパクト」に至る因果関係が論理的に明確ではないため、修正する必要がある。	「長期アウトカム」(事業の長期的な成果)が「インパクト」(当該事業が寄与すると考えられる政策レベルの最終的な目標)をもたらすことが客観的に見て明確になるように修正するか、長期アウトカムの記載を修正する必要がある。 具体的には、現在示されている長期アウトカムとインパクトの関係について、以下の観点から検証し、記述を修正する必要がある。 <検証の観点> 検証:それぞれの長期アウトカムについて、当該長期アウトカムがインパクトに影響をもたらす因果関係を明確に説明できるか。 検証:それぞれの長期アウトカムがインパクトに影響をもたらすうえで想定すべき外部要因(事業以外で前提となる制度改定、社会動向等)は過不足なく	p.9-10'2.ロジックモデルは何か？ p.21-25'2.'因果関係を知る。	p.3'10.長期アウトカム、'11.インパクト、 p.4'1.ロジックの確認		
36	必須	問題なし	ロジックの確認(課題解決の手段としての当該事業の妥当性)	「ロジックの確認」の記入内容が、記入要領どおりに記載されていない。	記入要領に従い、課題解決の手段としての当該事業の妥当性を示す説明を記入する必要がある。 その際には、の双方に触れながら、論理的に説明する必要がある。 当該事業が課題解決の手段として効果があることを示すエビデンス(学術研究、既存の類似事業の実績・効果、モデル事業の実施結果など) 当該事業を行う上で、その内容(開催場所、調査・開催件数、アプローチ対象等)が他の候補と比べて妥当であることを示すエビデンス	p.13'3.ロジックモデルの書き方-手順2 目標から選んで、取り得る政策手段の選択肢を洗い出す。	p.6'2.ロジックの確認	修正事例	
37	必須	問題なし	ロジックの確認(課題解決の手段としての当該事業の妥当性)	「ロジックの確認」にエビデンスが記入されていない。	記入要領に従い、以下に該当するエビデンスの双方を添付する必要がある。 当該事業が課題解決の手段として効果があることを示すエビデンス(例:学術研究、既存の類似事業の実績・効果、モデル事業の実施結果など) 当該事業を行う上で、その内容(開催場所、調査・開催件数、アプローチ対象等)が他の候補と比べて妥当であることを示すエビデンス(例:学術研究、対象となるモノの集積状況、他事業における実績等)	p.13'3.ロジックモデルの書き方-手順2 目標から選んで、取り得る政策手段の選択肢を洗い出す。 p.20'1.エビデンスとは何か。	p.6'2.ロジックの確認		
38	推奨	問題なし	ロジックの確認(課題解決の手段としての当該事業の妥当性)	「ロジックの確認」のエビデンスが、課題設定に対してアクティビティが効果的であること(課題に対する対応策としてアクティビティが成立していること)を示す根拠として客観的に妥当と考えられるか再考することが望ましい。	「ロジックの確認」に記載されているエビデンスについて、課題設定に対してアクティビティが効果的であることを示す根拠として、より適切なエビデンスを記入することが望ましい。	p.20-25'第3章 エビデンスとは、	p.3'7.アクティビティ、 p.6'2.ロジックの確認	修正事例	
39	推奨	問題なし	ロジックの確認(課題解決の手段としての当該事業の妥当性)	「ロジックの確認」欄に、当該事業の内容が、他の想定される事業と比較して妥当であることを客観的に妥当と考えられるか再考することが望ましい。	「ロジックの確認」欄に、当該事業の内容が、他の想定される事業と比較して妥当であることを客観的な根拠となるエビデンスを記入することが望ましい。	p.20-25'第3章 エビデンスとは、	p.6'2.ロジックの確認	修正事例	
40	推奨	問題なし	ロジックの確認(課題解決の手段としての当該事業の妥当性)	「ロジックの確認」のエビデンスのレベルを向上させることが望ましい。	それぞれのエビデンスについてエビデンスレベルを確認し、レベル1-3に向上させることが望ましい。 <参考>エビデンスレベル レベル1:ランダム化比較実験 レベル2a:差の差分分析、傾向スコアマッチング、操作変数法 レベル2b:重回帰分析、コホート分析 レベル3:比較検証、記述的な研究調査	p.3'1.EBPMとは何か？ p.20-25'第3章 エビデンスとは、	p.6'2.ロジックの確認		
41	必須	問題なし	効果検証方法	記入要領どおりに記載されていない(「短期アウトカム」の効果検証方法が具体的に記入されていない。)	「短期アウトカム」の効果検証方法を、効果検証の対象となる短期アウトカムの指標、考えられる検証の方法(調査の方法、分析の方法)、実現可能性等が明確になるように、具体的に記入する必要がある。 上記に伴い、短期アウトカムの指標等に変更が生じた場合には、別紙「各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由」の対応箇所を変更する必要がある。	p.12-14'3.ロジックモデルの書き方、 p.26-40'第4章 施策の効果検証、	p.3'9.短期アウトカム、 p.6'3.効果検証方法、	修正事例	
42	推奨	修正対象	効果検証方法	「短期アウトカム」の効果検証方法により得られるエビデンスのレベルを向上させることが望ましい。	それぞれのエビデンスについてエビデンスレベルを確認し、レベル1-3に向上させることが望ましい。 <参考>エビデンスレベル レベル1:ランダム化比較実験 レベル2a:差の差分分析、傾向スコアマッチング、操作変数法 レベル2b:重回帰分析、コホート分析 レベル3:比較検証、記述的な研究調査	p.3'1.EBPMとは何か？ p.20-25'第3章 エビデンスとは、	p.3'9.短期アウトカム、 p.6'3.効果検証方法、		
43	推奨	修正対象	効果検証方法	「短期アウトカム」の効果検証方法を、対照群と比較して事業の効果を計測できるように設計することが望ましい。	「短期アウトカム」の効果検証の方法は、可能な範囲で事業の効果が及んでいない対照群の比較による方法を設計することが望ましい。	p.12-14'3.ロジックモデルの書き方、 p.15-16'4.リサーチデザインとは？、 p.26-30'1.基本的な考え方、	p.3'9.短期アウトカム、 p.6'3.効果検証方法、	修正事例	
44	推奨	修正対象	効果検証方法	「短期アウトカム」の効果検証方法を、外部要因を考慮した設計とすることが望ましい。	「短期アウトカム」の効果検証の方法は、極力外部要因を排除して事業の効果を計測する方法とすることが望ましい。	p.21-24'2.'因果関係を知る (特に(2)第三の要因(交絡因子)による可能性(3)偶然である可能性)	p.3'9.短期アウトカム、 p.6'3.効果検証方法、	修正事例	
45	必須	修正対象	効果検証方法	記入要領どおりに記載されていない(「長期アウトカム」の効果検証方法が具体的に記入されていない。)	「長期アウトカム」の効果検証方法を、効果検証の対象となる長期アウトカムの指標、考えられる検証の方法(調査の方法、分析の方法)、実現可能性等が明確になるように、具体的に記入する必要がある。 上記に伴い、長期アウトカムの指標等に変更が生じた場合には、別紙「各指標の目標水準及び目標達成時期の設定理由」の対応箇所を変更する必要がある。	p.12-14'3.ロジックモデルの書き方、 p.26-40'第4章 施策の効果検証、	p.3'10.長期アウトカム、 p.6'3.効果検証方法、	修正事例	

46	推奨	未点検	効果検証方法	「長期アウトカム」の効果検証方法により得られるエビデンスのレベルを向上させることが望ましい。	それぞれのエビデンスについてエビデンスレベルを確認し、レベル1～3に向上させることが望ましい。 <参考> エビデンスレベル レベル1：ランダム化比較実験 レベル2a：差の差分分析、傾向スコアマッチング、操作変数法 レベル2b：重回帰分析、コホート分析 レベル3：比較検証、記述的な研究調査	p.3'1.EBPMとは何か？ p.20-25'第3章 エビデンスとは、	p.3'10.長期アウトカム、 p.6'3.効果検証方法、			#REF!
47	推奨	未点検	効果検証方法	「長期アウトカム」の効果検証方法を、対照群と比較して事業の効果を計測できるように設計することが望ましい。	「長期アウトカム」の効果検証の方法は、可能な範囲で事業の効果が及んでいない対照群の比較による方法を設計することが望ましい。	p.12-14'3.ロジックモデルの書き方、 p.15-16'4.リサーチデザインとは？ p.26-30'1.基本的な考え方、	p.3'10.長期アウトカム、 p.6'3.効果検証方法、	修正事例		#REF!
48	推奨	未点検	効果検証方法	「長期アウトカム」の効果検証方法を、外部要因を考慮した設計とすることが望ましい。	「長期アウトカム」の効果検証の方法は、極力外部要因を排除して事業の効果を計測する方法とすることが望ましい。	p.21-24'2.因果関係を知る (特に(2)第三の要因(交絡因子)による可能性(3)偶然である可能性)	p.3'10.長期アウトカム、 p.6'3.効果検証方法、	修正事例		#REF!

令和2年度厚生労働省委託
「EBPM推進に係る調査研究等一式」事業

第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

議事次第

日 時 令和2年12月4日(金) 14:00～16:00

場 所 (WEB会議形式にて開催)

- 議 事
- 1 厚生労働省におけるEBPM実践の進捗状況
 - 2 EBPM実践の取組状況の検証
 - 3 今後の取組に向けた課題
 - 4 その他

配布資料

- 資料1 厚生労働省におけるEBPM実践の進捗状況について
資料2 重点フォローアップ事業への支援・助言等について
資料3 令和4年度の効果検証対象事業の候補について
資料4-1 予算過程での反映方法について
資料4-2 事後の効果検証スキームの精度向上について

参考資料

- 参 考 1 重点フォローアップ事業へのコメントフォーマット
参 考 2 第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会議事概要

厚生労働省におけるEBPM実践の進捗状況について

第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
(令和2年12月4日)

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

厚生労働省における令和2年度 of 取組方針

E B P M 実践の対象事業

令和3年度概算要求プロセスにおいて、**新規事業**、**モデル事業**、**大幅な見直しを考えている既存事業**のうち、以下の選定基準に該当するものについて、原則としてロジックモデルを作成、このうち一部を公表。

選定基準(今後、E B P M の実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1億円以上 の事業
	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
	大幅見直し事業	対前年度予算額50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業

新型コロナウイルス感染症関連事業は原則対象外とする。また、特殊事情によりE B P M の実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

除外基準(選定基準 ~ に該当する事業でもロジックモデルの作成・提出を不要とする。)

	事業
	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手段を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)

重点フォローアップ事業の選定

○ 令和2年10月6日時点では、EBPM実践の対象事業は8局22事業であり、この中から重点フォローアップ事業を選定

選定基準

10億円以上の新規事業(行革事務局の基準に該当)
制度改正が実施又は予定されている事業
効果検証の実現可能性が高い事業

上記選定基準以外に考慮した点

事業の特性により選定を見送るべきと判断した事業は選定対象外とする(効果検証実施年である令和4年度に事業終了が見込まれる事業など)。

同一課室で、複数の事業が該当した場合には1事業に限定する。

選定結果

・選定基準に該当する12事業を重点フォローアップ事業に選定
に該当 2事業
に該当 該当なし
に該当 10事業

令和2年度ロジックモデル作成・活用状況

令和2年度EBPM実践事業数

実践状況	総事業数	新規事業	モデル事業	大幅見直し事業
ロジックモデル作成	40事業			
概算要求会計課長説明に活用(8/3~8/5)	31事業	9事業	14事業	8事業
財務省主計局説明に活用予定	22事業	7事業	12事業	3事業

令和2年度EBPM実践事業一覧

	事業名
1	災害拠点精神科病院整備事業
2	慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業
3	医薬品等輸入確認情報システム
4	高齢者医薬品安全使用推進事業
5	医療情報データベース活用推進事業
6	電子処方箋管理サーバー構築事業
7	地域外国人材受け入れ・定着モデル事業
8	高年齢労働者処遇改善促進助成金(仮称)
9	予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業
10	困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業
11	離婚前後親支援モデル事業

	事業名
12	養子縁組民間あっせん機関助成事業
13	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
14	中央福祉人材センター運営事業費
15	農業分野等との連携強化モデル事業
16	精神障害者保健福祉対策(依存症)
17	精神障害者保健福祉対策(地域精神保健)
18	聴覚障害児支援中核機能モデル事業
19	障害児等のインクルーシブ推進モデル事業
20	地域生活支援事業等
21	入所施設障害児移行調整事業
22	人口動態調査費

○は重点フォローアップ事業。うち、赤字は10億円以上の新規事業

資料2

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
重点フォローアップ事業への支援・助言等について

みずほ情報総研株式会社
社会政策コンサルティング部 雇用政策チーム



1. ロジックモデル点検を踏まえた重点フォローアップの実施

7～8月:ロジックモデル点検(40事業)

- 点検の基準：ロジックモデル点検結果コメントシートの点検結果について、「問題ない」レベルであることを到達基準とした(会計課長説明資料として活用可能か否かが基準)。
- 点検項目：以下の観点から点検を実施。なお、必須項目と推奨項目に分け、修正は必須項目を優先。
 - 1) ロジック
 - 観点1a：ロジックモデルの各要素項目が適切に記されているか
 - 観点1b：要素項目間の流れに論理的整合性があるか
 - 2) エビデンス
 - 観点2a：「施策の必要性」と「施策の妥当性」を示す証左としてエビデンスが適切に用いられているか
また、アウトプットやアウトカムにおいて、定量的な指標の設定が適切にできているか
 - 観点2b：効果検証方法が適切に設定されているか。エビデンス創出に向けた事前設計(リサーチデザイン)が適切か
(出典) 第1回厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会資料2より抜粋
- 点検の手段：ロジックモデル点検シートを基に、基本的には書面・メールによる点検を実施。

10～11月:重点フォローアップ(12事業)

- 点検の基準：「ロジックモデルとして模範的な記載であること」を到達基準とした。
- 点検項目：ロジックモデル点検時と同様の項目。ただし、名称は変更(次頁参照)
また、必須項目のみならず推奨項目も修正対象としてフィードバック等を行った。
- 点検の手段：施策担当者と1時間程度、対面によるフォローアップを実施。その後コメントシートに整理。

(補足) ロジックモデル点検の項目と、重点フォローアップの項目の名称変更について

- 重点フォローアップの項目は、基本的にはロジックモデル点検項目と同じである。
ただし、部局担当者の分かりやすさに配慮し、ロジックモデルの要素項目名に合わせた名称に変更している。

		点検項目		重点フォローアップ項目		
ロジック	1a	<ul style="list-style-type: none"> ロジックモデルの各要素項目が適切に記されているか 	→	ロジック	1	<ul style="list-style-type: none"> ロジックモデルの記載
	1b	<ul style="list-style-type: none"> 要素項目間の流れに論理的整合性があるか 	→		2	<ul style="list-style-type: none"> ロジックモデルの論理的整合性
エビデンス	2a	<ul style="list-style-type: none"> 「施策の必要性」と「施策の妥当性」を示す証左としてエビデンスが適切に用いられているか また、アウトプットやアウトカムにおいて、定量的な指標の設定が適切にできているか 	↘	エビデンス	3	<ul style="list-style-type: none"> 現状分析・課題の妥当性
			4		<ul style="list-style-type: none"> アクティビティの妥当性 	
	5	<ul style="list-style-type: none"> アウトカム指標の妥当性 				
2b	<ul style="list-style-type: none"> 効果検証方法が適切に設定されているか。エビデンス創出に向けた事前設計(リサーチデザイン)が適切か 	→	効果検証	6	<ul style="list-style-type: none"> 効果検証方法 	

2. 重点フォローアップにおける気づき等について

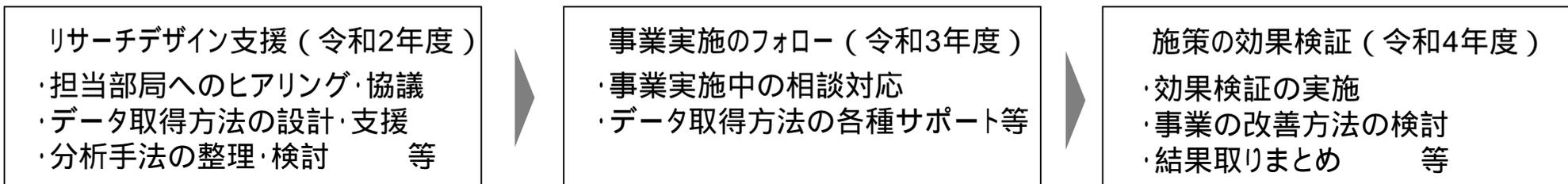
重点フォローアップの経緯概要は以下のとおり

項目		フォローアップにおける気づき
ロジック	1 ロジックモデルの記載	<ul style="list-style-type: none"> ü ほぼ全ての事業で各要素項目が一定程度の水準に達していた。 ü ただし、よりロジックを理解しやすくするため、課題の記載について、調査結果等による具体的なエビデンスの記載が必要な事業が散見された。
	2 ロジックモデルの論理的整合性	<ul style="list-style-type: none"> ü ほぼ全ての事業で論理的整合性が一定程度の水準に達していた。 ü ただし、より論理的整合性の質を向上させるため、アウトプットやアウトカムには調査研究等で検討された結果に基づいた、より適切な指標の設定が必要な事業が散見された。
エビデンス	3 現状分析・課題の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ü ほぼ全ての事業でエビデンスは一定程度の水準に達していた。 ü ただし、現状分析・課題の妥当性を示すエビデンスが存在しない事業も散見された。
	4 アクティビティの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ü 現状分析、課題とアクティビティの流れにおいて因果関係が明確でない事業が多く見受けられた。 ü 課題解決のために当該事業の必要性や妥当性の説明が不十分な事業が多く見受けられた。
	5 アウトカム指標の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ü ほぼ全ての事業で現状分析からインパクトまでの論理的整合性の観点に鑑みて、アウトカム指標は一定程度の水準に達していた。 ü ただし、よりエビデンスの質を向上させるため、アウトカム指標について類似事業や過去事業、調査等の結果から、適切な目標基準や定量目標の設定が必要な事業が散見された。
効果検証	6 効果検証方法	<ul style="list-style-type: none"> ü アウトプットとアウトカムの流れにおいて因果関係が明確でない事業が多く見受けられた。 ü 当該事業の実施により期待する効果が得られるという因果関係が明確でない事業が多く見受けられた。 ü ほぼ全ての事業で事務局による分析手法の提案にとどまっていた。また、必要なデータの取得が困難な事業も散見された。 ü 効果検証に必要な分析手法に向けたリサーチデザインについては介入群と対照群との比較分析の設計・準備が不十分な事業が多く見受けられた。 —対照群の設定が困難な場合、次善の策として、施策実施の前後比較による効果分析を行うことも考えられるが、その際、外部環境の影響を統制した検討について準備が不十分な事業が多く見受けられた。

- 前回の有識者検証会議でも報告した令和4年度効果検証対象事業について、位置づけと事業選定方針は以下のとおり(再掲)
- 具体的な対象事業候補は次頁のとおり。

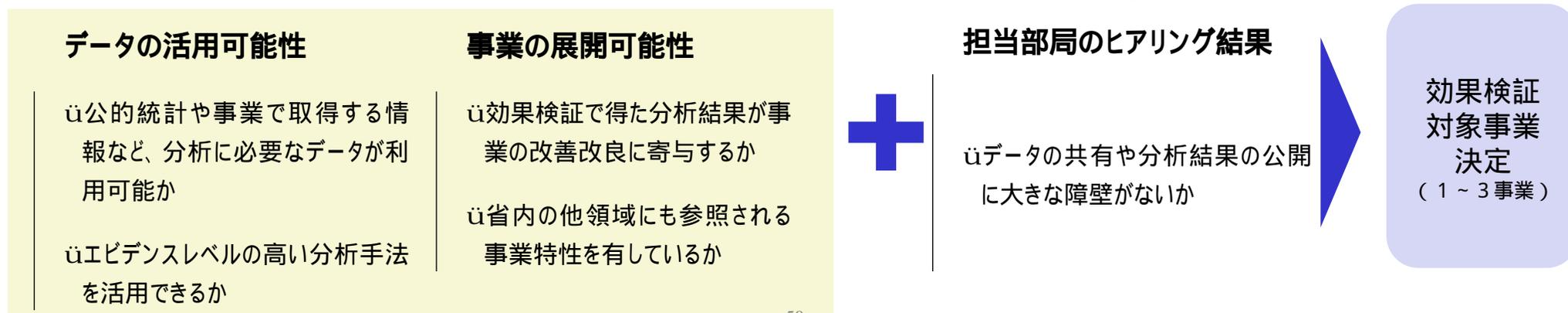
事業の位置づけ

- 重点フォローアップ事業(12事業)のうち1~3事業を「効果検証対象事業」とする。事業の研究デザイン支援(今年度)や事業実施に伴うデータの蓄積(令和3年度)を行った上で、令和4年度に効果検証の実施を図る。
- なお、「効果検証対象事業」は令和4年度の行政事業レビュー「公開プロセス」の対象候補となる予定である。



事業選定方針

- 上記位置づけを鑑み、以下の方針で対象事業を選定する。
 1. 「効果検証」に係る模範事例となり得ることから、データの活用可能性に加え、事業の展開可能性も鑑みて選定する。
 2. リサーチデザイン実施には、担当部局のヒアリング結果も加味し事業を決定する。



令和4年度効果検証対象事業候補

対象事業候補			対象事業候補		
1	【行革基準】 電子処方箋管理サーバー構築事業	新規事業	7	離婚前後親支援モデル事業	モデル事業
2	【行革基準】 高年齢労働者処遇改善促進助成金	新規事業	8	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (うち地域生活定着促進事業)	大幅見直し 施策
3	災害拠点精神科病院整備事業	新規事業	9	中央福祉人材センター運営事業費	大幅見直し 施策
4	慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業	モデル事業	10	農業分野等との連携強化モデル事業	モデル事業
5	医薬品等輸入確認情報システム	新規事業	11	精神障害者保健福祉対策(依存症)	モデル事業
6	高齢者医薬品安全使用推進事業	モデル事業	12	障害児等のインクルーシブ推進モデル事業	モデル事業

予算(検討・要求)過程におけるEBPMの取組の現状

令和2年度のEBPMの取組について(行革事務局方針)

- 各府省は新規予算要求事業(10億円以上)について、事業の性質上なじまないもの等を除き、原則として、ロジックモデルを作成し、レビューシートと併せて公表するものとする(行政事業レビューとEBPMの一体的取組の推進)。
- 各府省は、(略)事業の性質などを踏まえ、必要かつ対応可能な範囲で、府省内の予算検討・要求プロセスにおいてロジックモデルの作成・活用などEBPMの取組を積極的に行うとともに、作成したロジックモデルは、財務省主計局への説明にも積極的に活用する(予算プロセスとEBPMの一体的取組の推進)。

当省の予算(検討・要求)過程における活用

令和3年度予算(検討・要求)過程は以下のとおりであり、説明資料としてロジックモデルを活用

- 4月以降 各局事業・予算要求内容検討(ロジックモデルの作成)
- 7月中旬 各局のロジックモデルをEBPM推進事務局で確認し、修正案を提示し調整(40事業)
- 8月上旬 各局会計課長説明においてロジックモデルを活用(31事業)
- 9月末 財務省主計局説明においてロジックモデルを活用予定(22事業)
- 12月末 予算額の正式決定(ロジックモデルに修正があれば反映)

予算(検討・要求)過程の課題

本年度、予算プロセスとEBPMの一体的取組を行った結果、以下のような課題が散見された。

- ü 予算プロセスにおけるロジックモデルの活用については、具体的な活用方法及び評価基準の明確化が必要。
- ü 新規予算要求事業へのロジックモデルの活用については、アクティビティの洗い出しや、ロジックの確認、リサーチデザイン的设计に一定の効果がある一方で、予算要求時点では、アウトカム指標の設定⁵²までは困難なケースがある。

事後の効果検証スキームの精度向上について

E B P Mの効果検証の取組における現状と予定

令和2年度の効果検証の取組における現状

- ü 令和2年度のエ B P M対象事業の中から、重点フォローアップ事業（12事業）を選定し、効果検証手法等を提示（令和4年度に向けて）
- ü 重点フォローアップ事業の中から、効果検証方法の精度向上を図るため、効果検証対象事業（1～3事業）を選定予定（令和4年度に効果検証を実施）
- ü 令和元年度のエ B P M対象事業について効果検証の実施（2事業）
- ü 効果検証方法等に係る相談支援（よろず相談所）の実施

令和4年度の効果検証の取組予定

- ü 令和2年度のエ B P M対象事業について事業効果の検証（自己点検）
- ü 重点フォローアップ事業については、上記に加え、事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開
- ü 令和2年度の効果検証対象事業については、令和4年度の行政事業レビュー「公開プロセス」の対象事業の候補として会計課に提示（最終的に行政事業レビュー外部有識者会合で、公開プロセス対象事業を決定）
- ü 効果検証結果を踏まえた事業の改善

E B P Mの効果検証の取組の課題

平成30年度及び令和元年度のエ B P M対象事業についてフォローアップを行った結果、以下のような課題が散見された。

- ü 効果検証に取り組むに当たり、人的（効果検証に対応し、結果を分析できる専門的人材）、予算的（効果検証のための調査を実施する予算、効果検証方法に関連する予算など）、時間的リソースが不足している。

令和2年度 E B P Mの実践における厚生労働省 E B P M推進チーム事務局コメント

部局名	〇〇局
施策名	〇〇推進事業

総論	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ロジックについて、現状・課題からインパクトまでの因果関係が明確に記載されている。(例) ・ エビデンスについて、施策の必要性と妥当性に関し、エビデンスの提示が不十分である。(例) ・ 効果検証方法について、分析方法の提示が不十分である。(例) <p>注：ロジック、エビデンス及び効果検証方法の各々について、総評（良いのか悪いのか）を記載する。</p>	
ロジックに関するコメント	
<p>1.ロジックモデルの記載</p> <p>ロジックモデル 1枚目と対応</p>	<p>ロジックモデルの点検上、修正が必要な箇所（会計課長説明時に事務局が指摘したが未修正箇所）</p> <p>部局が修正すべき内容を記載</p> <p>注：会計課長説明時に事務局から指摘したロジックモデル点検シートで NG 又は保留条件付きで OK となっている項目を優先的にヒアリング</p> <p>ロジックモデルの公開に向けたより良い改善案</p> <p>部局が修正すべき事務局からの提案内容を記載（実現可能性が高いものを提案）</p> <p>上記のいずれも、各部局に対してロジックモデルの修正を求める。</p>
<p>2.ロジックモデルの論理的整合性</p> <p>ロジックモデル 2枚目ロジックの 確認 と対応</p>	<p>ロジックモデルの点検上、修正が必要な箇所（会計課長説明時に事務局が指摘したが未修正箇所）</p> <p>部局が修正すべき内容を記載</p> <p>注：会計課長説明時に事務局から指摘したロジックモデル点検シートで NG 又は保留条件付きで OK となっている項目を優先的にヒアリング</p> <p>ロジックモデルの公開に向けたより良い改善案</p> <p>部局が修正すべき事務局からの提案内容を記載（実現可能性が高いものを提案）</p> <p>上記のいずれも、各部局に対してロジックモデルの修正を求める。</p>
エビデンスに関するコメント	
<p>3.現状分析・課題の妥当性</p>	<p>ロジックモデルの点検上、修正が必要な箇所（会計課長説明時に事務局が指摘したが未修正箇所）</p> <p>部局が修正すべき内容を記載</p> <p>注：会計課長説明時に事務局から指摘したロジックモデル点検シートで NG 又は保留条件付きで OK となっている項目を優先的にヒアリング</p>

	<p>ロジックモデルの公開に向けたより良い改善案 部局が修正すべき事務局からの提案内容を記載（実現可能性が高いものを提案）</p> <p>上記のいずれも、各部局に対してロジックモデルの修正を求める。</p>
<p>4 . アクティ ビティの妥当 性 ロジックモデル 2 枚目ロジックの 確認 と対応</p>	<p>ロジックモデルの点検上、修正が必要な箇所（会計課長説明時に事務局が指摘したが未修正箇所）</p> <p>部局が修正すべき内容を記載 注：会計課長説明時に事務局から指摘したロジックモデル点検シートで NG 又は保留条件付きで OK となっている項目を優先的にヒアリング</p> <p>ロジックモデルの公開に向けたより良い改善案 部局が修正すべき事務局からの提案内容を記載（実現可能性が高いものを提案）</p> <p>上記のいずれも、各部局に対してロジックモデルの修正を求める。</p>
<p>5 . アウトカ ム指標の妥当 性 （別紙）【各指 標の目標水準及 び目標達成時期 の設定理由】と 対応</p>	<p>ロジックモデルの点検上、修正が必要な箇所（会計課長説明時に事務局が指摘したが未修正箇所）</p> <p>指標が漏れていないかの点検結果を記載 アウトカム指標の妥当性について記載（例えば、80%を指標としている場合、その数値の妥当性を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去3年の実績から算出した指標 ○ 閣議決定による指標 <p>注：妥当である場合はその旨(=妥当だという点を)を記載。その際理由も添えること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 例：閣議決定により決定された指標のため妥当である。 <p>妥当ではない場合は <u>理由とともに、どのように直せば良いか</u>についても記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 例：指標は 〇 のために修正が必要である。例えば「 〇 」と記載する必要がある。 <p>ロジックモデルの公開に向けたより良い改善案 部局が修正すべき指標として、より適切なアウトカム指標を設定することを提案 （例）システム関係で、システムの完成や稼働をアウトカム指標としている場合などについて、システム稼働による業務改善（業務時間削減量、負担軽減量、満足度）などのアウトカム指標の追加を提案 （例）アウトカムなど現時点で明確に記載できない場合は、今後、想定されるアウトカムを想定である旨の留保条件を付して提案</p> <p>上記のいずれも、各部局に対してロジックモデルの修正を求める。</p>

効果検証方法に関するコメント

6. 効果検証
方法

ロジックモデル
2 枚目ロジックの
効果検証方法と対
応

ロジックモデル点検上、修正が必要な箇所
部局が修正すべき内容を記載

ロジックモデルの公開及び令和 4 年度の効果検証に向けたより良い改善案
部局が修正すべき事務局からの提案内容を記載（実現可能性が高いものを提案）

注： 分析方法、 そのためのデータや仕掛けについて具体的に提案

○ 例) (RCT、DID、RDD など)の分析方法が可能である。

○ 例) 上記の分析に当たり、何年度までに何を準備する必要があるのか具体的に
に提示

² 補助金で落ちたところにも調査を行う必要性の提案

² 令和 3 年度予算で調査実施等

注：原則として、令和 3 年度の仕掛けと令和 4 年度の効果検証を提案する。ただ
し、事業の性質等によりやむを得ない場合には、その理由を記載した上で、令
和 4 年度以降の仕掛けと効果検証を提案

上記のいずれも、各部局に対してロジックモデルの修正を求める。

その他（利用可能統計に関するコメント等）

利用可能な統計に対する提案を幅広く記載

その他事項について記載

以上

第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会 議事概要

1 日時 令和2年9月14日(月) 14:00~15:55

2 場所 オンライン会議

3 出席者

【委員】

慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平、東京大学社会科学研究所教授 田中 隆一(座長)、早稲田大学政治経済学術院 教授 野口 晴子(座長代理)、東京大学大学院工学系研究科 講師 森川 想

【厚生労働省】

政策立案総括審議官 村山 誠、参事官(政策立案・評価担当参事官室長) 生田 直樹、政策立案・評価推進官 飯島 俊哉、政策立案・評価担当参事官室室長補佐 田野 淳子、政策企画官 戸田 淳仁、政策立案・評価担当参事官室統計利活用専門官 岸 泰弘、政策立案・評価担当参事官室係長 岩田 幸子

【事務局(みずほ情報総研株式会社)】

次長 高橋 智之、課長 田中 文隆、チーフコンサルタント 森安 亮介、コンサルタント 利川 隆誠、鈴木 綾乃

4 議 事

- (1)開会
- (2)厚生労働省におけるEBPMの取組状況
- (3)ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の実施状況
- (4)重点フォローアップ事業の選定基準及び対象事業の検証
- (5)効果検証対象事業の選定基準及び効果検証方法
- (6)EBPMの取組に関する全体スキーム
- (7)その他

5 議事概要

(1)開会

事務局から、資料に基づき、当検証会の座長を田中隆一委員とすることが全会一致で決定した。また、座長からの指名により、座長代理は野口晴子委員とすることが決定した。

(2) 厚生労働省におけるE B P Mの取組状況

厚生労働省から、資料に基づき、厚生労働省におけるE B P Mの取組状況の説明が行われ、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・資料1の2ページ目にあるE B P Mよろず相談対応はだれが対応したのか。
みずほ情報総研と政策立案・評価担当参事官室が協力して対応した。
- ・省内若手・中堅プロジェクトチームによる分析は既に着手しているのか。
現在はプロジェクトチーム内に設けた3つのサブグループにおいて、分析に着手している。年度内には分析結果をまとめる予定である。
- ・今までのE B P Mよろず相談の相談内容が分かる資料があれば検証会后共有して欲しい。
- ・若手・中堅プロジェクトチームによる分析結果は取りまとめ結果の公表方法はどのようなものを考えているか。
レポートの公表を考えているが、白書や審議会で活用するなど幅広に検討している。
- ・厚生労働省内で統計等の勉強会が行われているとご紹介があった。具体的には何をしているのか。財務省又は財務総合政策研究所では有識者とチームが密に連携して勉強会等を行っているとしている。
有識者が担当する勉強会は2017年から年に6回、1回1.5時間程度の因果推論入門を学習している。当講座は省内では上級コースに該当する。その他に統計研修や昨年度は新たにE B P M研修として基礎・応用の2種類の研修を実施した。ただし、昨年度は新型コロナウイルスの影響もあり、参加者が少ない状況であった。
- ・上記の研修は受講義務があるのか。
年度初めに人材育成計画を策定し、受講者を決めている。その他に任意での参加も可能である。
- ・E B P M実践事業の選定はどのように行ったのか。
資料1の4ページ目にあるように、1億円以上の新規事業、モデル事業、大幅見直し事業に該当する事業を対象事業として選定した。ただし) 現状・課題分析を目的とした事業、) 司法判断により国の実施義務が明らかな事業、) その他、特別の事情がある事業(個別協議の上、判断)は対象外としている。
各部局の中で事業を選ぶような余地がない仕組みであるものと理解した。

- ・ E B P Mとして馴染みがあるかという観点から見ると、 から の選定方針は妥当に感じる。

(3) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の実施状況

事務局から、資料に基づき、ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の実施状況の説明が行われ、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 資料 2 の 6 ページ目にあるグラフの見方について教えて欲しい。ロジックモデル点検項目は 48 項目あり、ロジックモデルが提出された事業は 23 事業あるということか。

ご認識のとおりである。

- ・ 高齢者医薬品安全使用推進事業について、事務局から実際に行った指摘事項やコメントは見られるか。

大変細かい指摘が含まれるため、本検証会資料からは割愛させていただいている。後日ご確認いただくことは可能であるため、必要であればお示しする。

- ・ 高齢者医薬品安全使用推進事業について 2 点確認したい。本格的に検証するならばレセプト情報・特定健診等情報データベース（以下「NDB」という。）による分析が必要ではないか。当該事業は施策・研究両面から重要な事業であるが、担当者が NDB を活用することを想定しているか。NDB の活用以外にも、明確なエビデンスを出そうとすると新規のデータを集める必要が出てくる。そうなった場合の人手・予算の支出は想定しているか。

について、データ活用は必要不可欠と認識しているが、当該事業が重点フォローアップのうち効果検証対象事業になれば、部局と相談の上、NDB を含めデータ取得について検討したい。については次年度の予算要求事業となるため、事前に新規のデータ取得の必要性が分かれば、こうした経費も各局が予算要求するよう必要なサポートをしたい。

- ・ E B P M事業は有識者との協業を考えているか。例えば、厚生労働科学研究費補助金として実施できるのではないか。

有識者との協業は模索中であり、今後部局とヒアリングする中で提案しながら考えていきたい。

- ・ ロジックモデルの点検方法として、検証方法の具体性は評価されているか。例えば、有識者と一緒に検証を行うことを明記してあれば高い評価となるのか。点検項目はあくまで条件を満たす記載の有無を判断するのみで、効果検証のしやすさ等で評価の重みづけはしていない。しかし、重点フォローアップ事業や

効果検証対象事業を選ぶ際には考慮する予定である。

- ・ 6 ページ目のグラフにある特定の平均値はばらつきが分からない。一つの物差しで切った結果だと思うが、個別の特徴はどのように評価しているのか。
ご認識のとおり、点検項目という統一した物差しでのみ評価した。理由として当初ロジックモデルの提出は 70 事業程度を想定していたため、個別の精査はできないものとして体制を組んだからである。次年度以降の宿題として分野等の個別性を考えていきたい。
- ・ ロジックモデルを作ることは事業の適正な運用を考える上で重要である。これが良い例になればと思う。今後のロジックモデル公開や事業発展を考えると、目標指標の数値化だけでなく、目指すべき社会を行政がどう考えてロジックによるストーリーを考えているかを記載すべきではないか。目指すべき目標をよりブレークダウンすることでロジック自体が適切か評価できるようにして欲しい。作成者にとって回答しやすいデザインを前提に、ロジックにデータが乗っているだけのロジックモデルとならないよう改善して欲しい。
また、政策課題解決のために実施するアクティビティのオプションを複数考えることは重要であるが実際にはその検討は非常に難しい。検証や事例・データ収集は担当部局のみで閉じている必要はない。どうやって情報を収集するか、エビデンスをどう集めるかは海外事例や有識者を活用する仕組みとなれば効率的ではないか。
- ・ 提出されたロジックモデルのうち、事務局によるコメント前後でほとんど内容が変わらないものもある。例えば、生活困窮者就労準備支援事業強化モデル事業が挙げられるが、これは変える余地がないというものなのか。
高齢者医薬品安全使用推進事業は事務局によるコメントで内容が改善した一方で、検証方法や長期アウトカムに依然改善の余地がある。資料 2 で示した点検結果図を象徴的に示す事例として紹介した。コメント前後で変化がなかったものは、実はロジックモデルの一部は「担当者がどのように書けば良いか分からない」として初回提出前に政策立案・評価担当参事官室宛てに照会があったものが含まれる。そのような事業は一部政策立案・評価担当参事官室で作成を支援したため、事務局コメント前後で変化が少ないことがあった。
また、過去の E B P M 実践の対象事業で、既に事務局からの改善提案を踏まえ、修正されたロジックモデルが提出された事業が含まれていたという要因も考えられる。事実、駒村委員が指摘された生活困窮者就労準備支援事業強化モデル事業は平成 30 年度の実践対象事業だった。その意味で既にロジックモデルの完成度の高い事業だったと言える。

(4) 重点フォローアップ事業の選定基準及び対象事業の検証

事務局から、資料に基づき、重点フォローアップ事業の選定基準及び対象事業の検証の説明が行われ、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・重点フォローアップ事業の実行可能性は懸念がある。生活困窮者就労準備支援事業強化モデル事業は自治体の手上げ方式で実験比較するのだろうが、選択バイアスを考える必要がある。ランダム化比較試験（以下「RCT」という。）を行うなら現場との協議等入念な準備が求められる。それらを協議の上候補になっているのか。

想定される中で最大限の協力を得られた場合としてエビデンスレベルを記載している。事業の特性上レベルを下げて分析する可能性もある。

了解した。バイアスによる解釈に注意が必要だが、当該事業のRCTができれば非常に重要な示唆が得られる。挑戦的な試みであるが、事務局も協力して欲しい。

- ・今までの厚生労働省施策の常識では日本全国で一律同じ施策を実施するため、比較対照群が作れず有効なエビデンスを得られなかった。エビデンスレベルを上げられるような取組みを続けて欲しい。変数の取得可能性について、行政の管理情報は多岐に渡るデータがある。新たな予算を統計情報のフル活用に視点を向けて欲しい。重点フォローアップ候補はそのようなデータ活用性を踏まえて選んだのか。

ある程度の推察を含んでの選定である。データはあるがどこまで使えるか等は確認中である。そのため、恐らく存在するデータをフルに使えることを前提に候補を選定している。そのような推察をしても実施が難しいものは候補から外した。

了解した。例えば、困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業は国民生活基礎調査等を使うなど、検証方法も複数考えられる。幅広いデータ活用可能性を模索して欲しい。

昨年度のロジックモデル点検では、まさにそのような統計調査を活用できることを事務局コメントとして部局に伝えた経緯がある。今後も個別の調査名を提示し、活用を促すようにしていきたい。

- ・重点フォローアップ事業の候補は、現在データ利用可能性・エビデンスレベルの高さから並んでいるが、別の観点からも指摘したい。現在行われている事業で、必ずしも効果が出ているか分からないものもあるだろう。それらの事業が検証によって効果の良し悪しや効果量が分かるのであれば、エビデンスレベルは高くなくとも改善が得られるものとして重視しても良いのではないか。エビ

デンスレベル至上主義にする必要はなく、政策を適切に測ることを目的に質的データによる把握も検討の余地があるように思われる。

事業改善による効果量も含めて考えるべきとのご指摘と理解したが、今回はその視点は入っていない。ロジックモデル点検当時は原局が何を政策課題と考えているか、現状のエビデンスは何かが定まりきっていない部分があったためである。事務局として、提出されたロジックモデルの情報だけではご指摘のような観点で判断するのが難しく評価を保留せざるを得なかった。重点フォローアップ事業に選定されれば部局の潜在的なニーズも伺いながらサポートしたい。

(5) 効果検証対象事業の選定基準及び効果検証方法

事務局から、資料に基づき、効果検証対象事業の選定基準及び効果検証方法の説明が行われ、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・効果検証を見据えたりサーチデザインを組み込んだ事業実施がベストなやり方である。今後の厚生労働省における事業実施のルーティンになることが理想的である。一方で、担当部局は本当に忙しい。新たな作業は担当者の負担を増やすことになるので、人とお金の手当をつけるべきだ。厚生労働省内や部局など内部リソースだけでやろうとすると必ず失敗する。例えば、アメリカ国立衛生研究所などで博士号を有する学生を任期付きで雇い、政策的な観点で研究し論文も書ける仕組みができています。検証を持続的にやるためにはお金がかかることを認識して仕組みづくりをして欲しい。

(6) E B P Mの取組に関する全体スキーム

E B P Mの取組に関する全体スキームについて質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・全体を通して3点ある。先ほどの効果検証に関する体制についての提案に賛成する。担当者は多忙を極めているのだから、きちんとした手当がない限り実施は不可能だろう。人的なリソースに制限があるのなら外部機関との協業も検討して欲しい。物的・人的資源がないのにいくらやれといっても実現しないだろう。E B P Mについては私が所属する審議会で紹介されたことがなく省全体の取組であるのに認知度が低い。担当部局に事業がE B P Mに含まれることを各審議会で紹介すべきではないか。エビデンスレベルの高い分析を行うなら傾向スコアマッチング法は選択肢として考えているか。

についてお答えする。EBPMの実践で作成したロジックモデルは、予算プロセスとの連携として、会計課や財務省への説明に活用することが主となっている。ただし、審議会など政策プロセスにおいてロジックモデルを活用すべきという動きもある。現在はEBPMの対象事業数が少なく、審議に馴染むような適切な事業が少ないことも審議会等で紹介されない一因と認識している。今後は審議会での活用も局に促していきたい。

についてお答えする。傾向スコアマッチングはエビデンスレベルでは2aになるものと認識している。ただし、当該手法はややテクニカルで、担当者に理解されにくいというデメリットがある。これは昨年度の研修で職員の反応をみて痛感した。そのため、主に差の差分析や不連続回帰デザインを想定して記述している。しかし、部局とのヒアリングの中で取り得る手法を決めるため、あえて傾向スコアマッチングを排除しているわけではない。

傾向スコアマッチングは概念的には重回帰分析と近いものと感じる。厚生労働省のエビデンスレベルはRCTによる因果推論に限定するのではなく、活用できるのであれば検討するということが良いのではないかと。

- ・まずはどういう政策効果を測りたいのか部局に聞いた上で、分析手法を有識者等が検討するのが望ましい。部局がすべての作業を抱え込む必要はない。日本の学生との共同作業も検討して欲しい。日本の科学技術の発展においても、せっかく良いテーマがあるのにデータのアクセシビリティで断念せざるを得ないことがある。また、データがあるのに実は使っていないというものも多い。他省庁のデータも含めて使えることをもっと柔軟に利用できると理想的である。

(7) その他

- ・次回の検証会は11月を予定しており、場所と日程は改めて調整する旨、事務局から案内された。

以上

令和2年度厚生労働省委託
「EBPM推進に係る調査研究等一式」事業
第3回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
議事次第

日 時 令和3年2月5日(金) 14:00~16:00

場 所 (WEB会議形式にて開催)

- 議 事
- 1 EBPM実践の取組状況の検証
 - 2 検証結果取りまとめ(案)
 - 3 その他

配布資料

- 資料1 令和4年度の効果検証対象事業の選定
資料2-1 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
検証結果取りまとめ(案)のポイント
資料2-2 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
検証結果取りまとめ(案)

参考資料

- 参 考 第2回厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会議事概要

- 前回有識者検証会で提示した以下 から の3つの観点に加え、 検証会での意見を踏まえた新たな観点を考慮して選定を行うこととする。
対象事業候補は次頁のとおり。

効果検証対象事業の選定に係る4つの観点

データの活用可能性	事業の展開可能性	担当部局のヒアリング結果
<ul style="list-style-type: none">✓ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か✓ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか	<ul style="list-style-type: none">✓ 効果検証で得た分析結果が事業の改善改良に寄与するか✓ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか	<ul style="list-style-type: none">✓ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか



検証会での意見を踏まえた新たな観点

- ✓ 会計的観点（今後の業務負担の観点（会計課意見））
- ✓ 事業の領域バランス
- ✓ E B P Mの模範事例に繋がる可能性

令和4年度効果検証対象事業候補(令和3年2月5日現在)

対象事業候補		
1	【行革基準】 高年齢労働者処遇改善促進助成金	新規事業
2	慢性疼痛診療システム普及・人材養成モデル事業	モデル事業
3	医薬品等輸入確認情報システム	新規事業
4	高齢者医薬品安全使用推進事業	モデル事業
5	離婚前後親支援モデル事業	モデル事業
6	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (うち地域生活定着促進事業)	大幅見直し事業
7	農業分野等との連携強化モデル事業	モデル事業
8	精神障害者保健福祉対策(依存症)	モデル事業

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ(案)のポイント

資料2-1

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたみずほ情報総研株式会社の参集により開催（令和2年9月4日から令和3年2月5日まで計3回）されたものであり、厚生労働省におけるEBPMの推進に係る取組状況等について検証を行った。

厚生労働省の取組

令和3年度概算要求プロセスにおいて、**新規事業、モデル事業、大幅な見直しを考えている既存事業**のうち、一定の選定基準に該当するもの（以下「EBPMの実践事業」という。）について、原則としてロジックモデルを作成、このうち一部を公表。

EBPMの実践事業のロジックモデルについて、EBPM事務局が点検し、各局担当に対して助言・効果検証方法等の提示を実施。

選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1億円以上 の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
③	大幅見直し事業	対前年度予算額 50%以上 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が 1億円以上 の事業

(有識者検証会資料より抜粋)

検証

1 ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

【検証結果】
令和2年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、**おおむね妥当**である。また、令和2年度EBPMの実践事業では、令和4年度の効果検証に向けて事業の実施前にリサーチデザインを施す取組を行っている。こうした取組はEBPM浸透に向けて理想的な方法であり、厚生労働省における恒常的な取組となることを目指して実施すべきである。

【今後の課題】
今後は分野の事情等も踏まえた点検項目の在り方も検討することが望まれる。ロジックモデルの点検においては、エビデンスの定義を明確にした上で点検結果を記載することが望まれる。今後のロジックモデルの作成に当たっては、可能な範囲で、政策立案時点で政策目標やアウトカムを設定することが望まれる。効果検証の実施のためには、既存の公的統計の活用や関連自治体等との連携も重要であり、EBPMの実践に当たっては、所管している部門と連携を取りながら情報共有に努めることが望まれる。

2 次年度のEBPMの実践に向けた検証

- ア 事業のスクリーニング基準に係る検証
 - ・ EBPMの実践事業の選定・除外基準
 - ・ 重点フォローアップ事業の選定基準
 - ・ 効果検証対象事業の選定基準
- イ 予算過程での反映方法に係る検証
- ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証
- エ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

【検証結果】
ア **令和2年度EBPMの実践事業の選定・除外基準は、EBPMとして馴染むという観点から、妥当**である。
イ **令和3年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、EBPMの更なる推進の観点から、おおむね妥当**である。
ウ **事後の効果検証スキーム等については、EBPM浸透に向けて理想的な方法であることから、おおむね妥当**である。
エ **予算過程と連携し、事業の実施前にリサーチデザインを施す取組などが組み込まれていることから、おおむね妥当**である。

【今後の課題】
ア 重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準については検討が必要である。
イ ロジックモデルは作成のみならず、その活用が課題である。
ウ 効果検証の実施に当たっては、必要なデータの取得と人的・予算的なりソースの確保について検討する必要がある。
エ EBPMについて、政策を議論する中で、ほとんど紹介されていない現状に鑑み、証拠に基づいて政策立案を実施していることを理解してもらうため、政策部局の審議会等でEBPMの実践事業であることをアナウンスすることについて検討する必要がある。

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会
検証結果取りまとめ(案)

令和 3 年 2 月 5 日

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会

－ 目 次 －

はじめに

1	厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項	1
2	検証結果取りまとめ	1
(1)	ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証	1
(2)	次年度のE B P Mの実践に向けた検証	3
ア	事業のスクリーニング基準に係る検証	3
イ	予算過程での反映方法に係る検証	5
ウ	事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証	6
エ	その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証	7

参考資料

参考1	厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱	9
参考2	検証会の開催状況等	11
参考3	第1回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	} (添付省略)
参考4	第2回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	
参考5	第3回厚生労働省のE B P M推進の推進に係る有識者検証会資料	

はじめに

当検証会は、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）（以下「工程表」という。）に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、厚生労働省から委託されたみずほ情報総研株式会社の参集により開催されたものであり、令和 2 年 9 月 4 日から令和 3 年 2 月 5 日まで計 3 回にわたり、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組の課題について検証を行った。

本取りまとめは、以上の検証結果を当検証会の責任において取りまとめたものであり、厚生労働省においては本取りまとめにおける指摘等を踏まえ、今後の E B P M の推進に係る取組を進めることを期待する。

なお、内閣官房行政改革推進本部事務局が主催する各種 E B P M 会議等においても、E B P M の推進について議論が行われており、今後、E B P M の取組方針（以下「行革方針」という。）が取りまとめられるため、厚生労働省における E B P M の推進に係る取組を検討するに当たっては、行革方針との整合性を図りつつ検討することが必要である。

1 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会における検証事項

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会(以下「検証会」という。)では、以下の点を検証事項として検証を行った。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

厚生労働省の令和2年度E B P Mの実践事業に対し、ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の検証を行った。

(2) 次年度のE B P Mの実践に向けた検証

ア 事業のスクリーニング基準に係る検証

令和2年度E B P Mの実践事業を選定する(除外する)基準の検証を行った。また、同実践事業の中から、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業を選定する基準についても検証を行った。

イ 予算過程での反映方法に係る検証

E B P Mがより浸透・定着するために必要な予算過程での反映方法(評価方法や活用方策など)について検証を行った。

ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

E B P Mの実践事業実施後の効果検証方法等(行政事業レビュー公開プロセスでの活用など)について検証を行った。

エ その他E B P Mの取組に関する全体スキームに係る検証

その他省内のE B P Mの浸透・定着を図るために必要な全体スキームについて検証を行った。

2 検証結果取りまとめ

前項1で示した各検証事項について、検証結果は以下のとおりである。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

厚生労働省の取組

厚生労働省では、後述の2(2)アに記載の選定基準に沿って、令和2年度E B P Mの実践事業を選定し、選定された全ての実践事業に対して、以下の観点に基づく点検を行った。点検項目は、必ず修正が必要な必須項目と、修正が望ましい推奨項目の2種類を設定し、ここでは必須項目を点検対象として、必須項目の内容が修正されることを到達基準として行った。

次に、上記実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、ロジックモデルとして模範的な記載であることを到達基準とした点検・助言等を行った。なお、点検項目は上述の項目と同じであるが、必須項目のみならず推奨項目も含めた全ての項目を修正対象とした。また、効果検証方法に係る項目のフィードバックについては、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を併せて提示した。

ロジックモデル点検の観点	
1. ロジック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観点 1a: ロジックモデルの各要素項目が適切に記されているか ・ 観点 1b: 要素項目間の流れに論理的整合性があるか
2. エビデンス、効果検証方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観点 2a: 「施策の必要性」と「施策の妥当性」を示す証左としてエビデンスが適切に用いられているか。また、アウトプットやアウトカムにおいて、定量的な指標の設定が適切にできているか。 ・ 観点 2b: 効果検証方法が適切に設定されているか。エビデンス創出に向けた事前設計(リサーチデザイン)が適切か

検証結果

令和2年度に実施したロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等については、ロジックモデルや効果検証方法等の精度向上に寄与することから、おおむね妥当である。また、令和2年度EBPMの実践事業では、令和4年度の効果検証に向けて事業の実施前にリサーチデザインを施す取組を行っている。こうした取組はEBPM浸透に向けて理想的な方法であり、厚生労働省における恒常的な取組となることを目指して実施すべきである。ただし、以下の点については検討が必要である。

() ロジックモデルの点検・助言の検証

- ・ 令和2年度EBPMの実践事業におけるロジックモデルの点検では、対象事業に対し全て同一の点検項目・同一の点検基準で判定している。しかし、分野によっては様々な視点で判断することが望ましい場合もあるので、今後は分野の事情等も踏まえた点検項目の在り方も検討することが望まれる。
- ・ 令和2年度EBPMの実践事業におけるロジックモデルの助言では、ほぼ全ての事業で「エビデンスは一定程度の水準に達していた」とコメントしている。しかし、エビデンスには様々な定義があることから、そのエビデンスがどの程度のレベルのエビデンスなのかを明記しないと、頑健なエビデンスが揃っているかのようにミスリードしてしまう場合もあるので、ロジックモデルの点検においては、エビデンスの定義を明確にした上で点検結果を記載することが望まれる。なお、現在政府は広義のエビデンス(因果関係のみならず、「正しい課題設定や目標から遡った政策手段の洗い出し等を前提として、政策課題の現状把握のための情報を含むもの」)を基にEBPMを推進している。こうした政府方針に則る方針に異論はないものの、あまりに過度に広義のエビデンスを用いることは避けることが望まれる。

- ・ 令和2年度EBPMの実践事業で提出されたロジックモデルの中には、抽象的な記載に止まり政策目標が不明確な事業も存在した。この要因の1つに、ロジックモデル作成時点ではアウトカムの内容がまだ検討中であったことが挙げられる。EBPMの実践においては、政策効果を把握することが望ましいので、予算過程とEBPMの一体的取組として行うロジックモデル作成時点（予算編成過程で検討中）を踏まえるとやむを得ない面もあるものの、今後のロジックモデルの作成に当たっては、可能な範囲で、政策立案時点で政策目標やアウトカムを設定することが望まれる。

() 効果検証方法等の検証

- ・ 効果検証の実施のためには、既存の公的統計の活用や関連自治体等との連携も重要である。このため、EBPMの実践に当たっては、所管している部門と連携を取りながら情報共有に努めることが望まれる。

(2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

ア 事業のスクリーニング基準に係る検証

厚生労働省の取組

厚生労働省では、令和2年度EBPMの実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、さらに、重点フォローアップ事業の中から効果検証対象事業を選定した。

EBPMの実践事業、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定基準等は以下に示すとおりである。

【EBPMの実践事業の選定基準】

	事業	概要
1	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が1億円以上の事業
2	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業
3	大幅見直し事業	対前年度予算額 50%以上増加する事業であって、かつ、増加分の差額が1億円以上の事業

ただし、新型コロナウイルス感染症関連事業は原則対象外とした。また、特殊事情によりEBPMの実践が困難な場合には、個別協議の上判断とした。

なお、上記選定基準に該当する事業であっても、以下の除外基準に該当する事業は、EBPMに馴染まないと考えられるため、ロジックモデルの作成・提出は不要とした。

【除外基準】

	概要
	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手段を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)

【重点フォローアップ事業の選定基準】

	概要
1	10億円以上の新規事業(行革事務局の基準に該当)
2	制度改正が実施又は予定されている事業
3	効果検証の実現可能性が高い事業

【効果検証対象事業の選定基準】

	概要
1	データの活用可能性 ✓ 公的統計や事業で取得する情報など、分析に必要なデータが利用可能か ✓ エビデンスレベルの高い分析手法を活用できるか
2	事業の展開可能性 ✓ 効果検証で得た分析結果が事業の改善改良に寄与するか ✓ 省内の他領域にも参照される事業特性を有しているか
3	担当部局のヒアリング結果 ✓ データの共有や分析結果の公開に大きな障壁がないか
4	検証会での意見を踏まえた新たな観点 ✓ 会計的観点(今後の業務負担の観点(会計課意見)) ✓ 事業領域バランス ✓ E B P Mの模範事例に繋がる可能性

検証結果

令和2年度E B P Mの実践事業では、令和3年度概算要求事業のうち、要求額が1億円以上の新規事業、全てのモデル事業及び大幅見直し事業をスクリーニング基準とし、さらに一部除外基準を設定したことについては、E B P Mとして馴染むという観点から、妥当である。ただし、重点フォローアップ事業及び効果検証対象事業の選定については検討が必要である。

- 重点フォローアップ事業の選定に際し、令和2年度E B P Mの実践事業では10億円以上の新規事業や効果検証の実現可能性が高い事業などを選定基準とした。しかし、E B P Mの実践に当たっては、政策評価を踏まえたP D C Aサイクルを回して行くことが重要である。このため、複数年にわたり事業が継続して実施されるなど、「政策評価によって事業の改善につながるか」といった観点についても検討する必要がある。また、政策分野に偏りが生じないよう幅広い分野から選定するこ

とについても検討する必要がある。

- また、効果検証対象事業の選定に当たり、データの活用可能性や事業の展開可能性などを基準としている。しかし、あくまでこの基準は、因果推論を政策立案に導入することを目的とした際の基準である。厚生労働省におけるE B P M浸透の目的・戦略によっては、例えば、会計的観点や社会的関心などを重視した選定基準も考慮することが望まれる。

イ 予算過程での反映方法に係る検証

厚生労働省の取組

厚生労働省では、工程表等を踏まえ、E B P Mの一層の推進を図るため、予算過程とE B P Mの一体的取組として、省内の予算検討・要求過程においてロジックモデルの作成・活用などを積極的に行うとともに、作成したロジックモデルは財務省主計局への説明にも積極的に活用した。主な取組過程は以下のとおりである。

令和3年度予算過程におけるロジックモデルの活用	
・ 4月以降	各局事業・予算要求内容検討(ロジックモデルの作成)
・ 7月中旬	各局のロジックモデルをE B P M推進事務局で確認し、修正案を提示し調整(40事業)
・ 8月上旬	会計課長説明においてロジックモデルを活用(31事業)
・ 9月末	財務省主計局説明においてロジックモデルを活用(18事業)
・ 12月末	予算額の正式決定(ロジックモデルに修正があれば反映)

このような予算過程とE B P Mの一体的取組を行った結果、以下のような課題が散見された。

- ✓ 予算過程におけるロジックモデルの活用については、具体的な活用方法及び評価基準の明確化が必要である。
- ✓ 新規予算要求事業へのロジックモデルの活用については、アクティビティの洗い出しや、ロジックの確認、リサーチデザインの設計に一定の効果がある一方で、予算要求時点では、アウトカム指標の設定までは困難なケースがある。

検証結果

- 令和3年度予算過程におけるロジックモデルの活用や実践を通じた課題への認識は、E B P Mの更なる推進の観点から、おおむね妥当である。ただし、ロジックモデルは作成のみならずその活用が課題である。予算過程において政策部局がどのように活用するか、また、政策立案過程においてロジックモデルをいかに自主的に活用していくかという点について、行革方針も踏まえ、厚生労働省としてもロジックモデルの活用方法を検討することが望まれる。例えば、今年度ロジックモデル

を作成した事業の中で、予算要求時にロジックモデルを活用した好事例を取り上げ横展開することなどが考えられる。

ウ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

厚生労働省の取組

厚生労働省では、前述の2(2)アに記載の選定基準に沿って、令和2年度EBPMの実践事業の中から重点フォローアップ事業を選定し、当該事業の効果検証方法について、具体的な分析手法や必要な変数(データ)、活用できる統計等を事業担当課室長へ対面で提示した。

また、令和元年度EBPMの実践事業の中から2事業を選定し、効果検証を行った。主な取組過程は以下のとおりである。

令和2年度の効果検証の取組
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度EBPMの実践事業の中から重点フォローアップ事業(12事業)を選定し、令和4年度に向けて効果検証手法等を提示 重点フォローアップ事業の中から、効果検証方法の精度向上を図るため、効果検証対象事業(2事業)を選定(令和4年度に効果検証を実施) 令和元年度EBPMの実践事業について効果検証を実施(2事業) 効果検証方法等に係る相談支援(よろず相談所)の実施

なお、令和2年度EBPMの実践事業は、事業実施が令和3年度となることから、効果検証は令和4年度に実施することとなる。令和4年度に実施する効果検証の取組(予定)は以下のとおりである。

令和4年度の効果検証の取組予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度EBPMの実践事業について事業効果の検証(自己点検) 重点フォローアップ事業については、上記に加え、事例集を作成し、効果検証を含めた好事例を横展開 令和2年度の効果検証対象事業については、令和4年度の行政事業レビュー「公開プロセス」の対象事業の候補として会計課に提示(最終的に行政事業レビュー-外部有識者会合で、公開プロセス対象事業を決定) 効果検証結果を踏まえた事業の改善

検証結果

事後の効果検証スキーム等については、EBPM浸透に向けて理想的な方法であることから、おおむね妥当である。ただし、効果検証の実施に当たっては、必要なデータの取得と人的・予算的なリソースの確保について検討する必要がある。

その際、人的・予算的なリソースの確保については、厚生労働省の政策部局が多忙

である状況に鑑みると厚生労働省内のリソースだけで実施することには限界があることから、持続可能な分析体制の構築のためには、人的資源、予算的配分を工夫することや、外部の有識者や専門家を活用することなどで効果検証スキームを検討することが望まれる。

また、必要なデータの取得について、当該データが取得できない場合は、関係者の知見も活用して問題の解決を図るため、その理由も含めて明らかにすることが重要である。

エ その他 E B P M の取組に関する全体スキームに係る検証

- 令和2年度 E B P M の実践における全体スキームについては、予算過程と連携し、事業の実施前にリサーチデザインを施す取組などが組み込まれていることから、おおむね妥当である。ただし、E B P M について、政策を議論する中で、ほとんど紹介されていない現状に鑑み、証拠に基づいて政策立案を実施していることを理解してもらうため、政策部局の審議会等で E B P M の実践事業であることをアナウンスすることについて検討する必要がある。

参 考 资 料

厚生労働省の E B P M 推進に係る有識者検証会開催要綱

1 目的

みずほ情報総研株式会社では、厚生労働省から委託を受け、令和 2 年度に E B P M 推進に係る調査研究事業を実施している。

本事業の一環として、厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表（令和元年 10 月 8 日）に基づき、外部有識者による E B P M の実践状況の検証等を行い、E B P M の更なる推進を図ることを目的として、外部有識者による検証会を開催する。

2 検証事項

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

(2) 次年度の E B P M の実践に向けた検証

事業のスクリーニング基準に係る検証

予算過程での反映方法に係る検証

事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証

その他 E B P M の取組に関する全体スキームに係る検証

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

(1) 検証会は、みずほ情報総研株式会社が別紙の構成員の参集を求めて開催する。

(2) 検証会は、構成員のうち 1 人を座長として選出する。

(3) 検証会は、座長代理を置くことができる。

座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。

(4) 座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(5) 検証会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(6) 検証会の庶務は、みずほ情報総研株式会社において行う。

(7) 前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略)

- 駒村 康平 慶應義塾大学 経済学部 教授
- 田中 隆一 東京大学社会科学研究所 教授
- 野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授
- 森川 想 東京大学 大学院工学系研究科 講師

検証会の開催状況等

開催状況

- 第1回：令和2年9月14日（月）14:00～16:00 WEB 会議形式
第2回：令和2年12月4日（金）14:00～16:00 WEB 会議形式
第3回：令和3年2月5日（金）14:00～16:00 WEB 会議形式

オブザーバー

厚生労働省

政策立案総括審議官 村山 誠

参事官（政策立案・評価担当参事官室長） 生田 直樹

政策立案・評価推進官 飯島 俊哉

企画官（統計・情報政策、政策評価担当政策統括官付） 戸田 淳仁

事務局

みずほ情報総研株式会社

社会政策コンサルティング部 雇用政策チーム

次長 高橋 智之

雇用政策第1課長 田中 文隆

チーフコンサルタント 森安 亮介

コンサルタント 利川 隆誠

検証会資料及び議事概要等

【厚生労働省ホームページ】

<URL>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/jyouhouseisaku/toukei-data_madoguchi.html

案が取れた版では全て添付予定。

第2回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会 議事概要

1 日時 令和2年12月4日(金) 14:00~15:45

2 場所 オンライン会議

3 出席者

【委員】

慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平、東京大学社会科学研究所教授 田中 隆一(座長)、早稲田大学政治経済学術院 教授 野口 晴子(座長代理)、東京大学大学院工学系研究科 講師 森川 想

【厚生労働省】

参事官(政策立案・評価担当参事官室長) 生田 直樹、
政策立案・評価推進官 飯島 俊哉、政策立案・評価担当参事官室室長補佐 田野 淳子、
政策企画官 戸田 淳仁、政策立案・評価担当参事官室統計利活用専門官 岸 泰弘

【事務局(みずほ情報総研株式会社)】

次長 高橋 智之、課長 田中 文隆、チーフコンサルタント 森安 亮介、コンサルタント 利川 隆誠、鈴木 綾乃

4 議 事

- (1) 厚生労働省におけるEBPM実践の進捗状況
- (2) EBPM実践の取組状況の検証
- (3) 今後の取組に向けた課題
- (4) その他

5 議事概要

- (1) 厚生労働省におけるEBPM実践の進捗状況

厚生労働省から、資料に基づき、厚生労働省におけるEBPM実践の進捗状況の説明が行われた。

- (2) EBPM実践の取組状況の検証

事務局から、資料に基づき、EBPM実践の取組状況の検証の説明が行われ、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・エビデンスとは何を求めているのか。例えば、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は既の実証研究例があったように記憶している。

エビデンスには狭義と広義の定義があるものと認識している。狭義は因果関係を示すもの。広義は因果関係にこだわらず単純にファクト等も包含している。政府全体としては広義のエビデンスを採用してEBPMとして進めているところである。厚生労働省職員向け研修でもエビデンスを「政策課題の解決に資するもの」としているため、他の地域での事例も広い意味でのエビデンスと判断している。
- ・高年齢労働者処遇改善促進助成金は労働経済学の教科書的な事例と言えるが、ロジックモデル内の表現があいまいである。課題等で記載のある雇用の安定を達成するための定量的な目標がアウトカム等に記載がないほか、どのような論理展開で本事業が有効と判断しているのか説明が欲しい。

確かに高年齢労働者処遇改善促進助成金のアウトカムについては、具体的な数値は「予算編成過程において検討」と記載がある。これはヒアリング時点では時間的制約から、何をアウトカムとして設定するか検討中であったことに起因する。しかし、そのような状況下でも今後の検討結果から定量目標が決まれば速やかに着手できるよう準備を支援している。
- ・状況について了解した。エビデンスはなければ「ない」で構わない。むしろ不適切なエビデンスが添付されるのを避けるべきである。その意味では政策用語も何を指しているか不明瞭なことが多く、誤解を招きかねないため、意味するものを明確に記載すべきではないか。
- ・エビデンスという言葉の使い方についてはどのレベルを指すのか受け手によって印象が異なるため、慎重な記載が必要ではないか。例えば、「重点フォローアップにおける気づき等について」に「エビデンスは一定程度の水準に達していた。」等の記載があるが、今の事務局意見を踏まえるとこの表現は言い過ぎだということになる。誤解を招きかねないため注釈や補足をする必要がある。
- ・全体的に丁寧にまとめている。他の委員から指摘があるように、エビデンスはランダム化比較実験をはじめとする強いレベルを求める人もいる。記載は誤解のないよう明確にして欲しい。ロジックモデルの効果検証方法は研究者が行うようなレベルも書かれているが、担当課の方に示す際、まずデータがあるかを含めて議論しているか。また、事務局が担当者に分析手法を説明した時、手法に理解のあった方はどれほどいたか。又はそういった分析の意識を有していただけの感触はあったか。

データについては、実際に取得可能な範囲のものを記載している。ただし、体制や予算的な制約は少し緩和して記載している。次に担当者の反応・知識とし

て、E B P Mに関連する知識等があった方は1～2事業程度だったように思う。事務局からの説明に当たっては対照比較・前後比較の重要性と分析手法のイメージを説明した。実際に分析する際は担当者だけでなく、よろず相談等を利用して分析を支援できる体制がある旨を情報提供している。

補足すると、フィードバックするコメントは、政策立案総括審議官から実際の事業の責任者である担当課室長レベルの職員へ対面で説明している。

- ・状況について理解した。効果検証の分析を実施するには担当者だけでは大変な努力が必要だ。普段の業務も非常に忙しいことから、仕組み化やアウトソーシングも視野に入れなければ実現可能性は低い。
- ・E B P M全体をみると、当該政策の効果を示すベースとなるデータやエビデンスは何か。当該政策にはオルタナティブがあるのか、かつそのオルタナティブと比べて当該政策に効果があるといえるのか。当該政策の効果検証を行うためのエビデンスをどう作っていくのかの3点が重要である。例えば、「高齢者医薬品安全使用推進事業」で実施される内容は特に重要であると考える一方、～すべてをどの政策についても徹底的に実施する必要があるのかは検討しなければならない。即ち、課題や注意点に応じて、対策に強弱をつけても良いのではないかと。E B P Mが負担の重たいものと現場に思われぬように進めて欲しい。
- ・ヒアリングでE B P Mの知識は実務上必要だと思われるようなポジティブなことはあったか。予算要求とは別に、自分たちの政策形成過程にフィードバックがあったことに関する反応を知りたい。
昨年度と比較すると今年度はかなり好意的で、分析手法を示すと使えそうだという反応をいただくこともあった。しかし、事業によっては検証が難しいものがあったことも事実である。そのような事業の担当者からは検証は困難との声もあったが、部分的な検証の取り込みについては前向きな反応であった。昨年度との大きな変化はロジックモデルを活用した予算スキームの組み込みがあった。この取組が良い影響を与えていると思われる。
- ・別途、報告のあった令和元年度E B P M対象事業について、実施可能性は高いと期待できる。一方で、令和4年度効果検証対象事業について候補のうち分析の障壁があるものは何が想定されるか。
例えば、継続的な事業である可能性が低く、検証しても改善が反映できない事業や、犯罪者や非合法関係者の個人情報に関するデータの取得ができない事業等が挙げられる。
- ・厚生労働省の管轄する政策には対象となる方への配慮が必要な施策も多いため、データ取得上の課題となることも多いのではないかと。
- ・そのような状況があるのは理解するが、個人情報を担当者が把握しているにも

かわらず提供できないということか。情報を有しているなら匿名化して分析できる仕組みはないのか。もし、匿名化も難しいなら本当に多くのテーマが分析できないことになる。

担当者にヒアリングをすると、罪を犯した人の住所等の追跡になるものは提供不可との回答であった。担当者がデータをどの程度有しているかはヒアリング時点では把握ができなかった。明確にデータが取れないと言われたのは1事業のみ。それ以外は人員と時間があればできるようだった。

事業によっては市町村がデータを持っているが国は持っていない状況も想定される。例えば、国に先駆けて事業を実施している市町村にデータを借りる許諾を得なければならない。センシティブな情報なので国が収集しようとしてもできないことがあるのは問題と認識している。また、2千個問題と言われているが、各自治体によって個人情報保護に関する条例が設けられており、それぞれ取り扱いも異なる。このような問題への対応については内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室でも議論しているが、結論が出るまでには時間がかかる。

- ・ そのような説明をいただければ納得できる内容。データ利用ができない時に理由を明らかにして欲しい。単にできない、データを出せないと言われると議論ができない。

個人情報の匿名化についてはどうか。匿名化して分析のアウトソーシング先に共有することはできないか。

個人情報を伏せる匿名化の扱いは行政記録情報の活用でも議論されているが、各施策の根拠法によって提供の可否が異なる。また、データ提供の規定がないものについてはどうすれば良いか担当者の思考が停止してしまうのが実態である。どのように運用するかは検討が必要である。

- ・ 了解した。ただし、例えば担当部局が事業を実施していても、実際の事業の実施主体である市区町村の実施情報を把握していなかったり、収集したデータが使える形で保管されていなかったりする。他の助成制度でも見られるがそういった情報は非常に貴重な情報であるため、実施状況の整理を是非お願いしたい。

ご指摘いただいた状況は分析することを前提としていないことが一因と思われる。その意味でもそのような事業で分析を見据えたデータ作成が広まれば解決していくのではないかと考えている。

- ・ 3点質問したい。これからどのようなデータ収集を行うのか、具体的なイメージは国が示していくのか、それとも市町村が独自に収集するがフォーマットを指定するのか。効果検証対象事業に選ばれたら何が起こるのか。事業のデザインや分析には大学の研究者等が入るようなことはあるのか。例えば、有識者がアンケート調査等のクオリティコントロールをするのか。効果検証対象

事業候補を選定する基準に事業の重要性は考慮しているのか。選定方針を見ると、実施可能性で選定しているように見える。

について、データの収集方法は事業によって変わり得る。例えば、手上げ式の補助金事業では応募要件に採択・不採択に関係なく事後のデータ提供を依頼するような組み込み式のデータ取得を提案している。また、については、事業のデザインや分析は担当部局にすべて任せるのではなく、民間のシンクタンクと連携して支援していく。については会計部署と重要性を協議したうえで選定している状況である。

- ・ 了解した。効果検証対象事業の選定は事業の重要性と実施可能性等、さまざまな価値に基づき得る。選定のプロセスが明らかになるようにして欲しい。

(3) 今後の取組に向けた課題

厚生労働省及び事務局から、今後の取組に向けた課題の説明が行われ、質疑応答が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 海外の事例でアメリカ保健省でも似た取組がある。どういった医療情報を収集するか、収集する必要性や評価が行われている。予算に関する課題は厚生労働省では厚生労働科学研究費補助金を原資に研究公募をかけて予算をつけるのも一案に感じた。
- ・ ロジックモデルは作るだけでなく使わなければならない。作成しただけで満足するのではなく、事業が実現していくかが課題である。研究者と協力するのも重要だが、政策評価を組み入れた政策立案を行えるかも重視すべきではないか。最初から政策評価を意識した体制を検討して欲しい。事業として必要なことと不要なこと（評価が役に立つ・役に立たない等）を精査して欲しい。例えば、公共政策の市場化については良い例もあれば悪い例もある。政策評価がプロジェクト改善につながるかを意識して欲しい。
ロジックモデルのブラッシュアップは今後も継続的にフォローアップしていく。
- ・ ロジックモデルをどう使っていくか、作っていく過程自体が大事であるので、良い事例を積極的に横展開することで省内の統一を図っていくことも良いのではないか。ロジックモデルを評価する側、される側も分かりやすくなるはずだ。
- ・ 海外事例の後追いではなく独自性があると素晴らしい。理想的には府省横断的な取組だ。府省横断でデータ等を活用して分析するような事例を厚生労働省で

生み出して欲しい。海外の類似事例も省内で完結した取組が多いが、日本は現在府省全体でE B P Mの機運が高まっている。例えば、医療提供の効率化についてはインフラの有効活用等とも深く関連しているはずで、府省横断で連携する余地はある。各府省片方だけではできないものはあるはずで、積極的な協力があると理想的ではないか。

各府省におけるE B P Mの取組状況は、E B P M推進委員会で好事例の共有を行っているが、府省連携までは至っていない。現在の取組は、政府方針でもあり、予算プロセスや行政事業レビューとの一体的取組などが中心となっているのが実情である。

(4) その他

- ・ 次回の検証会は令和3年2月を予定しており、場所と日程は改めて調整する旨、事務局から案内された。

以上